

第五十八回国会 衆議院 産業公害対策特別委員会 議 録 第 八 号

昭和四十三年五月八日（水曜日）

午後一時三十八分開議

出席委員

委員長 山崎 始男君

理事 天野 公義君

理事 丹羽 兵助君

理事 島本 虎三君

久保田藤麿君

地崎宇三郎君

加藤 万吉君

佐野 憲治君

折小野良一君

出席國務大臣

厚生 大臣 園田 直君

出席政府委員

厚生政務次官 谷垣 專一君

厚生省環境衛生局長 松尾 正雄君

厚生省環境衛生局長 武藤崎一郎君

通商産業政務次官 藤井 勝志君

通商産業省企業局立地公害部長 矢島 嗣郎君

運輸政務次官 金子 岩三君

建設政務次官 飯谷 忠男君

委員外の出席者

経済企画庁水質源局参事官 宮内 宏君

大蔵省主計局主計官 福島 讓二君

大蔵省主計局主計官 辻 敬一君

大蔵省国有財産局国有財産第三課長 市川広太郎君

運輸大臣官房参事官 内村 信行君

運輸省航空局飛 堀田 久春君  
行場部長

五月七日

大気汚染防止法案(内閣提出第一〇五号)

騒音規制法案(内閣提出第一〇六号)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

大気汚染防止法案(内閣提出第一〇五号)

騒音規制法案(内閣提出第一〇六号)

○山崎委員長 これより会議を開きます。

大気汚染防止法案及び騒音規制法案を議題とし、順次提案理由の説明を聴取いたします。園田厚生大臣。

大気汚染防止法案

大気汚染防止法

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 ばい煙の排出の規制等(第三条―第十条)

八条)

第三章 自動車排出ガスに係る許容限度等(第十九条―第二十一条)

第四章 和解の仲介(第二十一条―第二十五条)

第五章 雑則(第二十六条―第三十二条)

第六章 罰則(第三十三条―第三十七条)

附則

第一章 総則

第一条 この法律は、工場及び事業場における事業活動に伴つて発生するばい煙の排出を規制

し、並びに自動車排出ガスに係る許容限度を定めること等により、大気の汚染に関し、国民の健康を保護し、あわせて産業の健全な発展との調和を図りつつ生活環境を保全するとともに、大気の汚染に関する紛争について和解の仲介の制度を設けることにより、その解決に資することを目的とする。

第二条 この法律において「ばい煙」とは、燃料その他の物の燃焼に伴い発生するいおう酸化物及び燃料その他の物の燃焼又は熱源としての電気の使用に伴い発生するすすその他の粉じんをいう。

2 この法律において「指定地域」とは、次条第一項の政令で定める地域をいう。

3 この法律において「ばい煙発生施設」とは、工場又は事業場(鉱山保安法(昭和二十四年法律第七十号)第二条第二項本文に規定する鉱山を除く。以下同じ)に設置される施設のうち、ばい煙を多量に発生する施設であつて政令で定めるものをいう。

4 この法律において「ばい煙処理施設」とは、ばい煙発生施設において発生するばい煙を処理するための施設及びこれに附属する施設をいう。

5 この法律において「特定有害物質」とは、硫化水素、塩素その他の人の健康に著しく有害な物質(ばい煙を除く)であつて政令で定めるものをいう。

6 この法律において「自動車排出ガス」とは、自動車(道路運送車両法(昭和二十六年法律第百八十五号)第二条第二項に規定する自動車のうち運輸省令で定めるものをいう。以下同じ)の運行に伴い発生する一酸化炭素その他の人の健康に有害な物質であつて政令で定めるものをいう。

第二章 ばい煙の排出の規制等  
(指定地域)  
第三条 この法律の規定によりばい煙の排出を規制する地域は、次の各号のいずれかに該当する地域について、政令で定める。

一 ばい煙発生施設が集合して設置されている地域でその地域におけるばい煙発生施設において発生し、大気中に排出されるばい煙が大気を著しく汚染し、又は著しく汚染するおそれがある地域及び当該地域に隣接する地域でその地域におけるばい煙発生施設の設置が当該汚染に著しい影響を与えるおそれがあると認められる地域

二 ばい煙発生施設が集合して設置されることが確実である地域でその地域におけるばい煙発生施設の設置が大気を急速にかつ著しく汚染するおそれがあると認められる地域

2 厚生大臣及び通商産業大臣は、前項の政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、関係都道府県知事の意見をきかなければならない。  
(排出基準)  
第四条 厚生大臣及び通商産業大臣は、指定地域ごとに排出基準を定めなければならない。

2 厚生大臣及び通商産業大臣は、指定地域の一部の区域におけるばい煙発生施設において発生し、大気中に排出されるばい煙により政令で定める限度をこえる大気の汚染が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、当該一部の区域を限り、その区域に新たに設置されるばい煙発生施設について、前項の排出基準にかえて適用すべき特別の排出基準を定めることができる。

3 前二項の排出基準は、第二条第一項のいおう酸化物にあつてはばい煙発生施設において発生

し、排出口から大気中に排出されるいおう酸化物の量(以下「ばい煙量」という。)について、排出口の高さ(厚生省令、通商産業省令で定める方法により補正を加えたものをいう。)に応じて定める許容限度とし、同項のすすその他の粉じんにあつてはばい煙発生施設において発生し、排出口から大気中に排出される排出物に含まれるすすその他の粉じんの量(以下「ばい煙濃度」という。)について、ばい煙発生施設の種別ごとに定める許容限度とする。

4 厚生大臣及び通商産業大臣は、第一項又は第二項の規定により排出基準を定めようとするときは、関係都道府県知事の意見をきかなければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

5 厚生大臣及び通商産業大臣は、第一項又は第二項の規定により排出基準を定めるときは、当該排出基準を公示しなければならない。これを変更し、又は廃止するときも、同様とする。

(排出基準の遵守義務)

第五條 指定地域におけるばい煙発生施設において発生するばい煙を排出する者(以下「ばい煙排出者」という。)は、当該ばい煙発生施設に係る排出基準を遵守しなければならない。

(ばい煙による汚染の状況の監視)

第六條 都道府県知事は、指定地域の指定があつたときは、ばい煙に關し、当該指定地域に係る大気の汚染の状況を常時監視しなければならない。

(ばい煙発生施設の設置の届出)

第七條 ばい煙を排出する者は、指定地域内にばい煙発生施設を設置しようとするときは、厚生省令、通商産業省令で定めるところにより、次の事項を都道府県知事に届け出なければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地
- 三 ばい煙発生施設の種別
- 四 ばい煙発生施設の構造
- 五 ばい煙発生施設の使用の方法
- 六 ばい煙の処理の方法
- 2 前項の規定による届出には、当該ばい煙発生施設に係るばい煙量又はばい煙濃度に関する説明書その他厚生省令、通商産業省令で定める書類を添附しなければならない。
- (経過措置)
- 第八條 一の地域が指定地域となつた際現にその地域内にばい煙発生施設を設置している者(設置の工事をしていない者を含む。以下この項において同じ。)であつてばい煙を排出するもの又は一の施設がばい煙発生施設となつた際現に指定地域内にその施設を設置している者であつてばい煙を排出するものは、当該地域が指定地域となつた日又は当該施設がばい煙発生施設となつた日から三十日以内に、厚生省令、通商産業省令で定めるところにより、前条第一項各号に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならない。
- 2 前条第二項の規定は、前項の規定による届出について準用する。
- (ばい煙発生施設の構造等の変更の届出)
- 第九條 第七條第一項又は前条第一項の規定による届出をした者は、その届出に係る第七條第一項第四号から第六号までに掲げる事項の変更をしようとするときは、厚生省令、通商産業省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。ただし、当該事項の変更が当該ばい煙発生施設に係るばい煙量又はばい煙濃度の増加を伴わない場合は、この限りでない。
- 第七條第二項の規定は、前項の規定による届出について準用する。
- (計画変更命令)
- 第十條 都道府県知事は、第七條第一項又は前条第一項の規定による届出があつた場合において、その届出に係るばい煙発生施設に係るばい煙量又はばい煙濃度がそのばい煙発生施設に係

る排出基準に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から六十日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係るばい煙発生施設の構造若しくは使用の方法若しくはばい煙の処理の方法に關する計画の変更(同項の規定による届出に係る計画の廃止を含む)又は第七條第一項の規定による届出に係るばい煙発生施設の設置に關する計画の廃止を命ずることが出来る。

(実施の制限)

第十一條 第七條第一項の規定による届出をした者又は第九條第一項の規定による届出をした者は、その届出が受理された日から六十日を経過した後でなければ、それぞれ、その届出に係るばい煙発生施設を設置し、又はその届出に係るばい煙発生施設の構造若しくは使用の方法若しくはばい煙の処理の方法の変更をしてはならない。

2 都道府県知事は、第七條第一項又は第九條第一項の規定による届出に係る事項の内容が相当であると認めるときは、前項に規定する期間を短縮することができる。

(氏名の変更等の届出)

第十二條 第七條第一項又は第八條第一項の規定による届出をした者は、その届出に係る第七條第一項第一号若しくは第二号に掲げる事項に変更があつたとき、又はその届出に係るばい煙発生施設の使用を廃止したときは、その日から三十日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

(承継)

第十三條 第七條第一項又は第八條第一項の規定による届出をした者からその届出に係るばい煙発生施設を譲り受け、又は借り受けた者は、当該ばい煙発生施設に係る当該届出をした者の地位を承継する。

2 第七條第一項又は第八條第一項の規定による届出をした者について相続又は合併があつたときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人は、当該届出をした者の地位を承継する。

3 前二項の規定により第七條第一項又は第八條第一項の規定による届出をした者の地位を承継した者は、その承継があつた日から三十日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

(改善命令)

第十四條 都道府県知事は、指定地域内に設置されているばい煙発生施設に係るばい煙量又はばい煙濃度がそのばい煙発生施設に係る排出基準に適合しないと認めるときは、当該ばい煙発生施設において発生するばい煙を排出する者に対し、期限を定めて、当該ばい煙発生施設の構造若しくは使用の方法又は当該ばい煙発生施設に係るばい煙の処理の方法の改善を命ずることが出来る。

2 都道府県知事は、前項の規定による命令を受けた者がその命令に従わないときは、当該ばい煙発生施設の使用の一時停止を命ずることが出来る。

3 前二項の規定は、第八條第一項の規定による届出をした者の当該届出に係るばい煙発生施設については、同項に規定する指定地域となつた日又は同項に規定するばい煙発生施設となつた日から二年間は、適用しない。ただし、当該地域が指定地域となつた際又は当該施設がばい煙発生施設となつた際その者に適用されている地方公共団体の条例の規定で第一項の規定に相当するものがあるとき、及びその者が第九條第一項の規定による届出をした場合において当該届出が受理された日から六十日を経過したときは、この限りでない。

(ばい煙量等の測定)

第十五條 ばい煙排出者は、厚生省令、通商産業省令で定めるところにより、当該ばい煙発生施設に係るばい煙量又はばい煙濃度を測定し、その結果を記録しておかなければならない。

(ばい煙に関する事故時の措置等)

第十六条 ばい煙排出者は、ばい煙発生施設又はばい煙処理施設について故障、破損その他の事故が発生し、当該事故に係るばい煙発生施設に係るばい煙量又はばい煙濃度がそのばい煙発生施設に係る排出基準に適合しないばい煙を排出し、又は排出するおそれが生じたときは、ただちに、その事故について応急の措置を講じ、かつ、その事故をすみやかに復旧するように努めなければならない。

2 前項に規定する事故が発生した場合において、その事故が厚生省令、通商産業省令で定める程度のものであるときは、当該事故に係るばい煙排出者は、すみやかに、その事故の状況並びにその事故についての応急の措置の内容及び復旧工事の計画を都道府県知事に届け出なければならない。

3 前項の規定による届出をした者は、その届出に係る事故についての復旧工事を完了したときは、すみやかに、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

4 第十四条第一項及び第二項の規定は、第二項の規定による届出をした者については、その届出に係る事故についての復旧工事に必要と認められる期間内は、適用しない。

(緊急時における都道府県知事の措置等)

第十七条 都道府県知事は、指定地域に係る大気の汚染が著しく人の健康をそこなうおそれがある場合として厚生省令、通商産業省令で定める場合に該当する事態が発生したときは、その事態を一般に周知させるとともに、指定地域内においてばい煙を排出する者に対し、ばい煙の排出量の減少について協力を求めなければならない。

2 ばい煙排出者であつて、ばい煙量が厚生省令、通商産業省令で定める量をこえるばい煙発生施設を設置しているものは、厚生省令、通商産業省令で定めるところにより、当該ばい煙発生施設についてばい煙量の減少のための措置に

関する計画を作成し、都道府県知事に届け出なければならない。

3 都道府県知事は、第一項に規定する事態が発生した場合において、同項に規定する措置によつてはその事態を改善することが困難であると認めるときは、前項の規定による届出をした者に対し、その届出に係る計画を参照して、ばい煙量の減少のための措置をとるべきことを勧告することができる。

(特定有害物質に関する事故時の措置)

第十八条 工場又は事業場に設置される特定有害物質を発生する施設(以下「特定施設」という。)において発生する特定有害物質を排出する者(以下「特定有害物質排出者」という。)は、特定施設について故障、破損その他の事故が発生し、特定有害物質が多量に排出されたときは、ただちに、その事故について応急の措置を講じ、かつ、その事故をすみやかに復旧するよう努めなければならない。

2 都道府県知事は、前項に規定する事故が発生した場合において、当該事故に係る工場又は事業場の周辺の区域における人の健康がそこなわれ、又はそこなわれるおそれがあると認めるときは、当該特定有害物質排出者に対し、その事故の拡大又は再発の防止のため必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

第三章 自動車排出ガスに係る許容限度等(許容限度)

第十九条 運輸大臣は、自動車が一定の条件で運行する場合に発生し、大気中に排出される排出物に含まれる自動車排出ガスの量の許容限度を定めなければならない。

2 自動車排出ガスによる大気の汚染の防止を図るため、運輸大臣は、道路運送車両法に基づき命令で、自動車排出ガスの排出に係る規制に關し必要な事項を定める場合には、前項の許容限度が確保されるように考慮しなければならない。

3 運輸大臣は、第一項の規定により許容限度を

定めようとするときは、厚生大臣の意見をきかなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(自動車排出ガスの濃度の測定)

第二十条 都道府県知事は、交差点等があるため自動車の交通が渋滞することにより自動車排出ガスによる大気の著しい汚染が生じ、又は生ずるおそれがある道路の部分及びその周辺の区域について、大気中の自動車排出ガスの濃度の測定を行なうものとする。

(測定に基づく意見)

第二十一条 都道府県知事は、前条の測定を行なつた場合において特に必要があると認めるときは、当該道路の部分の構造の改善その他自動車排出ガスの濃度の減少に資する事項に關し、道路管理者又は関係行政機関の長に意見を述べることが出来る。

第四章 和解の仲介

(和解の仲介の申立て)

第二十二条 ばい煙発生施設又は特定施設において発生し、大気中に排出されたばい煙又は特定有害物質による被害について、損害賠償に關する紛争その他の民事上の紛争が生じたときは、当事者は、政令で定めるところにより、都道府県知事に和解の仲介の申立てをすることが出来る。

(仲介員名簿の作成)

第二十三条 都道府県知事は、毎年仲介員候補者十五人以上を委嘱し、その名簿を作成しておくなければならない。

2 前項の仲介員候補者は、一般公益を代表する者及び産業又は公衆衛生に關し学識経験を有する者のうちから、委嘱されなければならない。(仲介員の指定)

第二十四条 都道府県知事は、第二十二條の規定による申立てがあつたときは、前条第一項の名簿に記載されている者のうちから、仲介員五人以内を指定しなければならない。

が二以上の都道府県知事になされたときは、当該都道府県知事は、協議により仲介員を指定することができる。

(仲介員の任務)

第二十五条 仲介員は、紛争の実情を詳細に調査し、事件が公正に解決されるように努めなければならない。

第五章 雜則(報告及び検査)

第二十六条 都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、ばい煙排出者若しくは特定有害物質排出者に対し、ばい煙発生施設の状況、特定施設の事故の状況その他必要な事項の報告を求め、又はその職員に、ばい煙排出者若しくは特定有害物質排出者の工場若しくは事業場に立ち入り、ばい煙発生施設、ばい煙処理施設、特定施設その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立ち入り検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立ち入り検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。(適用除外)

第二十七条 電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)第二条第七項に規定する電気工作物又はガス事業法(昭和二十九年法律第五十一号)第二条第二項に規定するガス工作物であるばい煙発生施設又は特定施設において発生するばい煙又は特定有害物質を排出する者については、第七條から第十四條まで、第十六條第二項及び第三項並びに第十八條第二項の規定を適用せず、電気事業法又はガス事業法の相当規定の定めるところによる。

(関係行政機関の協力)

第二十八条 都道府県知事は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長又は関係地方公共団体の長に対

し、ばい煙発生施設の状態等に関する資料の送付その他の協力を求め、又はばい煙による大気の汚染の防止に関し意見を述べることができ

(国の援助)

第二十九條 国は、ばい煙処理施設の整備を促進することにより、大気の汚染の防止に資するため、ばい煙処理施設の設置又は改善につき必要な資金のあつせん、技術的な助言その他の援助に努めるものとする。

(研究の推進等)

第三十條 国は、ばい煙、特定有害物質及び自動車排出ガスの処理に関する技術の研究、大気の汚染の人の健康に及ぼす影響の研究その他大気の汚染の防止に関する研究を推進し、その成果の普及に努めるものとする。

(事務の委任)

第三十一條 この法律の規定により都道府県知事の権限に属する事務は、政令で定めるところにより、政令で定める市の長に委任することができる。

(条例との関係)

第三十二條 この法律の規定は、地方公共団体が、指定地域に設置されるばい煙を発生する施設であつて第二條第三項に規定するばい煙発生施設以外のものについて、その施設において発生するばい煙の排出に関し、条例で必要な規制を定めることを妨げるものではない。

第六章 罰則

第三十三條 第十條又は第十四條第一項若しくは第二項の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

第三十四條 第七條第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、五万円以下の罰金に処する。

第三十五條 次の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

一 第八條第一項又は第九條第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第十一條第一項の規定に違反した者  
三 第十五條の規定による記録をせず、又は虚偽の記録をした者  
四 第二十六條第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第三十六條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前三條の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本條の罰金刑を科する。

第三十七條 第十二條、第十三條第三項、第十六條第二項若しくは第三項又は第十七條第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、一万円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)  
1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第四條第四項の規定は、公布の日から施行する。

(ばい煙の排出の規制等に関する法律の廃止)  
2 ばい煙の排出の規制等に関する法律(昭和三十七年法律第四百十六号。以下「旧法」という。)は、廃止する。

(経過措置)  
3 この法律の施行の際現に旧法第十二條の規定による実施の制限を受けている者については、第十條及び第十一條の規定の適用については、第十條中「その届出を受理した日」とあるのは、「旧ばい煙の排出の規制等に関する法律第八條第一項又は第十條第一項中「その届出が受理された日」とあるのは「旧ばい煙の排出の規制等に関する法律第八條第一項又は第十條第一項の規定による届出が受理された日」とする。

4 この法律の施行の際現に旧法第十六條第三項の規定により同條第一項又は第二項の規定を適用しないものとされているばい煙発生施設についての第十四條第三項の規定の適用については、同項中「同項に規定する指定地域となつた日又は同項に規定するばい煙発生施設となつた日」とあるのは、「旧ばい煙の排出の規制等に関する法律第九條第一項に規定する指定地域となつた日又は同項に規定するばい煙発生施設となつた日」とする。  
5 この法律の施行前に旧法第九條第一項の規定による届出をした者であつて、その届出をした日からこの法律の施行の日までの期間が六十日に満たないものの当該届出に係るばい煙発生施設についての第十四條第三項ただし書の規定の適用については、同項ただし書中「当該届出が受理された日」とあるのは、「旧ばい煙の排出の規制等に関する法律第十條第一項の規定による届出をした日」とする。  
6 この法律の施行の際現に旧法第二十三條第一項の規定によつて委嘱されている仲介員候補者又は同法第二十四條第一項の規定によつて指定されている仲介員は、それぞれ、第二十三條第一項の規定によつて委嘱され、又は第二十四條第一項の規定によつて指定されたものとみなす。  
7 前項に規定する場合のほか、旧法によつてした処分、手続その他の行為は、この法律中にこれに相当する規定があるときは、この法律によつてしたものとみなす。  
8 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。  
9 (地方税法の一部改正)  
地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。  
第三百四十八條第二項第六号の五中「ばい煙の排出の規制等に関する法律(昭和三十七年法律第四百十六号)」を「大気汚染防止法(昭和四十三年法律第 号)」に改める。  
10 中小企業近代化資金等助成法(昭和三十一年

用しないものとされているばい煙発生施設についての第十四條第三項の規定の適用については、同項中「同項に規定する指定地域となつた日又は同項に規定するばい煙発生施設となつた日」とあるのは、「旧ばい煙の排出の規制等に関する法律第九條第一項に規定する指定地域となつた日又は同項に規定するばい煙発生施設となつた日」とする。

5 この法律の施行前に旧法第九條第一項の規定による届出をした者であつて、その届出をした日からこの法律の施行の日までの期間が六十日に満たないものの当該届出に係るばい煙発生施設についての第十四條第三項ただし書の規定の適用については、同項ただし書中「当該届出が受理された日」とあるのは、「旧ばい煙の排出の規制等に関する法律第十條第一項の規定による届出をした日」とする。

6 この法律の施行の際現に旧法第二十三條第一項の規定によつて委嘱されている仲介員候補者又は同法第二十四條第一項の規定によつて指定されている仲介員は、それぞれ、第二十三條第一項の規定によつて委嘱され、又は第二十四條第一項の規定によつて指定されたものとみなす。

7 前項に規定する場合のほか、旧法によつてした処分、手続その他の行為は、この法律中にこれに相当する規定があるときは、この法律によつてしたものとみなす。

8 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

9 (地方税法の一部改正)  
地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。  
第三百四十八條第二項第六号の五中「ばい煙の排出の規制等に関する法律(昭和三十七年法律第四百十六号)」を「大気汚染防止法(昭和四十三年法律第 号)」に改める。

10 中小企業近代化資金等助成法(昭和三十一年

法律第四百十五号)の一部を次のように改正する。  
第五條ただし書中「ばい煙の排出の規制等に関する法律(昭和三十七年法律第四百十六号)」を「大気汚染防止法(昭和四十三年法律第 号)」に改める。  
(運輸省設置法の一部改正)  
運輸省設置法(昭和二十四年法律第五百十七号)の一部を次のように改正する。  
第二十八條第一項第十号の次に次の一号を加える。  
十の二 自動車排出ガスに係る許容限度に関すること。

理由  
公害対策基本法の精神にのっとり、工場及び事業場における事業活動に伴つて発生するばい煙の排出の規制を強化し、自動車の運行に伴つて発生する有害物質に係る許容限度を定めること等により大気汚染防止対策の拡充を図る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

騒音規制法案  
騒音規制法  
目次  
第一章 総則(第一條・第二條)  
第二章 特定工場等に関する規制(第三條―第十三條)  
第三章 特定建設作業に関する規制(第十四條―第十五條)  
第四章 和解の仲介(第十六條―第十九條)  
第五章 雑則(第二十條―第二十八條)  
第六章 罰則(第二十九條―第三十三條)  
附則  
第一章 総則

(目的)  
第一條 この法律は、工場及び事業場における事業活動並びに建設工事に伴つて発生する相当範囲にわたる騒音について必要な規制を行なうこと

とにより、産業の健全な発展との調和を図りつつ生活環境を保全するとともに、騒音に関する紛争について和解の仲介の制度を設けることにより、その解決に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「特定施設」とは、工場又は事業場(鉱山保安法(昭和二十四年法律第七十号)第二条第二項に規定する鉱山を除く。以下同じ。)に設置される施設のうち、著しい騒音を発生する施設であつて政令で定めるものをいう。

2 この法律において「規制基準」とは、特定施設を設置する工場又は事業所(以下「特定工場等」という。)において発生する騒音の特定工場等の敷地の境界線における大きさの許容限度をいう。

3 この法律において「特定建設作業」とは、建設工事として行なわれる作業のうち、著しい騒音を発生する作業であつて政令で定めるものをいう。

第二章 特定工場等に関する規制

(地域の指定)

第三条 都道府県知事は、特別区及び市の市街地(町村の市街地で、これに隣接するものを含む。)並びにその周辺の住居が集合している地域で住民の生活環境を保全する必要があると認める地域を、特定工場等において発生する騒音について規制する地域として指定しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定により地域を指定しようとするときは、関係市町村長の意見をきかなければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

3 都道府県知事は、第一項の規定により地域を指定するときは、主務省令で定めるところにより、公示しなければならない。これを変更し、又は廃止するときも、同様とする。

(規制基準の設定)

第四条 都道府県知事は、前条第一項の規定により

り地域を指定するときは、主務大臣が騒音について規制する必要がある程度に於いて昼間、夜間その他の時間の区分及び区域の区分ごとに定める基準の範囲内において、当該地域について、これらの区分に対応する時間及び区域の区分ごとの規制基準を定めなければならない。

2 市町村は、前条第一項の規定により指定された地域(以下「指定地域」という。)の全部又は一部について、当該地域の自然的、社会的条件に特別の事情があるため、前項の規定により定められた規制基準によつては当該地域の住民の生活環境を保全することが十分でないとして認めるときは、条例で、主務大臣の定める範囲内において、同項の規制基準にかえて適用すべき規制基準を定めることができる。

3 前条第三項の規定は、第一項の規定による規制基準の設定並びにその変更及び廃止について準用する。

(規制基準の遵守義務)

第五条 指定地域内に特定工場等を設置している者は、当該特定工場等に係る規制基準を遵守しなければならない。

(特定施設の設置の届出)

第六条 指定地域内において工場又は事業場(特定施設が設置されていないものに限る。)に特定施設を設置しようとする者は、その特定施設の設置の工事の開始の日の三十日前までに、主務省令で定めるところにより、次の事項を都道府県知事に届け出なければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
  - 二 工場又は事業場の名称及び所在地
  - 三 特定施設の種類ごとの数
  - 四 騒音の防止の方法
  - 五 その他主務省令で定める事項
- 2 前項の規定による届出には、特定施設の配置図その他主務省令で定める書類を添付しなければならない。

(経過措置)

第二類第五号 産業公害対策特別委員会議録第八号 昭和四十三年五月八日

第七条 一の地域が指定地域となつた際現にその地域内において工場若しくは事業場に特定施設を設置している者(設置の工事をしている者を含む。以下この項において同じ。)又は一の施設が特定施設となつた際現に指定地域内において工場若しくは事業場(その施設以外の特定施設が設置されていないものに限る。)にその施設を設置している者は、当該地域が指定地域となつた日又は当該施設が特定施設となつた日から三十日以内に、主務省令で定めるところにより、前条第一項各号に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならない。

2 前条第二項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

(特定施設の数の変更の届出)

第八条 第六条第一項又は前条第一項の規定による届出をした者は、その届出に係る第六条第一項第三号又は第四号に掲げる事項の変更をしようとするときは、当該事項の変更に係る工事の開始の日の三十日前までに、主務省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。ただし、同項第三号に掲げる事項の変更が主務省令で定める範囲内である場合又は同項第四号に掲げる事項の変更が当該特定工場等において発生する騒音の大きさの増加を伴わない場合は、この限りでない。

2 第六条第二項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

(計画変更報告)

第九条 都道府県知事は、第六条第一項又は前条第一項の規定による届出があつた場合において、その届出に係る特定工場等において発生する騒音が規制基準に適合しないことによりその特定工場等の周辺の生活環境がそこなわれると認めるときは、その届出を受理した日から三十日以内に限り、その届出をした者に対し、その事態を除去するために必要な限度において、騒音の防止の方法又は特定施設の使用の方法若しくは配置に関する計画を変更すべきことを勧告す

ることが出来る。

(氏名の変更等の届出)

第十条 第六条第一項又は第七条第一項の規定による届出をした者は、その届出に係る第六条第一項第一号若しくは第二号に掲げる事項に変更があつたとき、又はその届出に係る特定工場等に設置する特定施設のすべての使用を廃止したときは、その日から三十日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

(承継)

第十一条 第六条第一項又は第七条第一項の規定による届出をした者からその届出に係る特定工場等に設置する特定施設のすべてを譲り受け、又は借り受けた者は、当該特定施設に係る当該届出をした者の地位を承継する。

2 第六条第一項又は第七条第一項の規定による届出をした者について相続又は合併があつたときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人は、当該届出をした者の地位を承継する。

3 前二項の規定により第六条第一項又は第七条第一項の規定による届出をした者の地位を承継した者は、その承継があつた日から三十日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

(改善勧告及び改善命令)

第十二条 都道府県知事は、指定地域内に設置されている特定工場等において発生する騒音が規制基準に適合しないことによりその特定工場等の周辺の生活環境がそこなわれると認めるときは、当該特定工場等を設置している者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な限度において、騒音の防止の方法を改善し、又は特定施設の使用の方法若しくは配置を変更すべきことを勧告することができる。

2 都道府県知事は、第九条の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないで特定施設を設置しているとき、又は前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、期限を

定めて、同条又は同項の事態を除去するために必要な限度において、騒音の防止の方法の改善又は特定施設の使用の方法若しくは配置の変更を命ずることができる。

3 前二項の規定は、第七条第一項の規定による届出をした者の当該届出に係る特定工場等については、同項に規定する指定地域となつた日又は同項に規定する特定施設となつた日から三年間は、適用しない。ただし、当該地域が指定地域となつた際又は当該施設が特定施設となつた際その者に適用されている地方公共団体の条例の規定で第一項の規定に相当するものがあるとき、及びその者が第八条第一項の規定による届出をした場合において当該届出が受理された日から三十日を経過したときは、この限りでない。

(小規模の事業者に対する配慮)  
第十三条 都道府県知事は、小規模の事業者に対する第九条又は前条第一項若しくは第二項の規定の適用にあつては、その者の事業活動の遂行に著しい支障を生ずることのないよう当該勧告又は命令の内容について特に配慮しなければならない。

第三章 特定建設作業に関する規制  
(特定建設作業の実施の届出)

第十四条 指定地域のうち、住居の環境が良好である区域、病院、学校その他これらに類する施設の周辺の区域その他特に騒音の防止を図る必要がある区域であつて、都道府県知事が主務大臣の定める基準に従い指定した区域内において特定建設作業を伴う建設工事を施工しようとする者は、当該特定建設作業の開始の日より七日前までに、主務省令で定めるところにより、次の事項を都道府県知事に届け出なければならない。ただし、災害その他非常の事態の発生により特定建設作業を緊急に行なう必要がある場合は、この限りでない。  
一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 建設工場の目的に係る施設又は工作物の種類  
三 特定建設作業の場所及び実施の期間  
四 騒音の防止の方法  
五 その他主務省令で定める事項

2 前項ただし書の場合において、当該建設工事を施工する者は、すみやかに、同項各号に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならない。

3 前二項の規定による届出には、当該特定建設作業の場所の附近の見取図その他主務省令で定める書類を添付しなければならない。  
4 第三条第三項の規定は、第一項の規定による区域の指定並びにその変更及び廃止について準用する。

(改善勧告及び改善命令)  
第十五条 都道府県知事は、前条第一項の規定により指定した区域内において行なわれる特定建設作業に伴つて発生する騒音が昼間、夜間その他の時間の区分及び特定建設作業の作業時間等の区分ごとに主務大臣の定める基準に適合しないことによりその特定建設作業の場所の周辺の生活環境が著しくこなわれると認めるときは、当該建設工事を施工する者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な限度において、騒音の防止の方法を改善し、又は特定建設作業の作業時間を変更すべきことを勧告することができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないで特定建設作業を行なつてゐるときは、期限を定めて、同項の事態を除去するために必要な限度において、騒音の防止の方法の改善又は特定建設作業の作業時間の変更を命ずることができる。

3 都道府県知事は、公共性のある施設又は工作物に係る建設工事として行なわれる特定建設作業について前二項の規定による勧告又は命令を行なうにあつては、当該建設工事の円滑な実施について特に配慮しなければならない。

第四章 和解の仲介  
(和解の仲介の申立て)  
第十六条 特定工場等において発生する騒音又は特定建設作業に伴つて発生する騒音による被害について、損害賠償に関する紛争その他の民事上の紛争が生じたときは、当事者は、政令で定めるところにより、都道府県知事に和解の仲介の申立てをすることができる。  
(仲介員名簿の作成)  
第十七条 都道府県知事は、毎年仲介員候補者十人以内を委嘱し、その名簿を作成しておくなければならない。

2 前項の仲介員候補者は、一般公益を代表する者及び産業界又は公衆衛生に関し学識経験を有する者のうちから、委嘱されなければならない。  
(仲介員の指定)  
第十八条 都道府県知事は、第十六条の規定による申立てがあつたときは、前条第一項の名簿に記載されている者のうちから、仲介員五人以内を指定しなければならない。

(仲介員の任務)  
第十九条 仲介員は、紛争の実情を詳細に調査し、事件が公正に解決されるように努めなければならない。

第五章 雑則  
(報告及び検査)  
第二十条 都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、特定施設を設置する者若しくは特定建設作業を伴う建設工事を施工する者に対し、特定施設の状態、特定建設作業の状況その他必要な事項の報告を求め、又はその職員に、特定施設を設置する者の特定工場等若しくは特定建設作業を伴う建設工事を施工する者の建設工場の場所に入り、特定施設その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。  
3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪

捜査のために認められたものと解釈してはならない。  
(適用除外)  
第二十一条 電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)第二条第七項に規定する電気工作物又はガス事業法(昭和二十九年法律第五十一号)第二条第二項に規定するガス工作物である特定施設を設置する者については、第六条から第十三条まで及び前条の規定を適用せず、電気事業法又はガス事業法の相当規定の定めるところによる。  
(関係行政機関の協力)  
第二十二条 都道府県知事は、この法律の目的を達成するため必要があるときは、関係行政機関の長又は関係地方公共団体の長に対し、特定施設の状態、特定建設作業の状況等に関する資料の送付その他の協力を求め、又は騒音の防止に関し意見を述べることができる。  
(国の援助)  
第二十三条 国は、特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴つて発生する騒音の防止のための施設を設置又は改善につき必要な資金のあつせん、技術的な助言その他の援助に努めるものとする。  
(研究の推進等)  
第二十四条 国は、騒音を発生する施設の改良のための研究、騒音の生活環境に及ぼす影響の研究その他騒音の防止に関する研究を推進し、その成果の普及に努めるものとする。  
(事務の委任)  
第二十五条 この法律の規定により都道府県知事の権限に属する事務は、政令で定めるところにより、市町村長に委任することができる。  
(主務大臣)  
第二十六条 この法律において主務大臣は、特定工場等に関する事項については厚生大臣、農林大臣、通商産業大臣及び運輸大臣とし、特定建設作業に関する事項については厚生大臣及び建設大臣とする。

(条例との関係)

第二十七條 この法律の規定は、地方公共団体が、指定地域内に設置される特定工場等において発生する騒音に關し、当該地域の自然的、社会的条件に應じて、この法律とは別の見地から、条例で必要な規制を定めることを妨げるものではない。

2 この法律の規定は、地方公共団体が、指定地域内に設置される工場若しくは事業場であつて特定工場等以外のもの又は第十四條第一項の規定により指定された区域内において建設工事として行なわれる作業であつて特定建設作業以外のものについて、その工場若しくは事業場において発生する騒音又はその作業に伴つて発生する騒音に關し、条例で必要な規制を定めることを妨げるものではない。

(深夜騒音等の規制)

第二十八條 飲食店営業等に係る深夜における騒音、拡声機を使用する放送に係る騒音等の規制については、地方公共団体が、住民の生活環境を保全するため必要があると認めるときは、当該地域の自然的、社会的条件に應じて、営業時間を制限すること等により必要な措置を講ずるようになしななければならない。

第六章 罰則

第二十九條 第十二條第二項の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

第三十條 第六條第一項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をした者又は第十五條第二項の規定による命令に違反した者は、五万円以下の罰金に処する。

第三十一條 第七條第一項、第八條第一項若しくは第十四條第一項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をした者又は第二十二條第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、三万円以下の罰金に処する。

第三十二條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、前三條の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本條の罰金刑を科する。

附則

施行期日  
1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 中小企業近代化資金等助成法(昭和三十一年法律第百十五号)の一部を次のように改正する。  
第五條ただし書中「汚水の処理施設」を「汚水の処理施設若しくは騒音を防止するための施設」に、「汚水処理施設又は」を「汚水処理施設」に改め、「ばい煙処理施設」の下に「又は騒音規制法(昭和四十三年法律第 号)第二條第二項の特定工場等において発生する騒音を防止するための施設」を加える。

理由  
公害対策基本法の精神にのっとり、騒音により生活環境がそこなわれることを防止するため、工場及び事業場における事業活動並びに建設工事に伴つて発生する騒音について規制する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○園田国務大臣 たいだいま議題となりました大気汚染防止法案について、その提案の理由を御説明申し上げます。  
近年、わが国における産業の発展、人口の都市

への集中等には目ざましいものがありますが、このような急激な経済的、社会的変動の過程において、大気汚染による公害が各地で発生し、国民の健康や生活環境上に問題を生じていることは、御承知のとおりであります。  
このような事態に対処して、政府としては、昨年、公害対策基本法を制定して、公害対策に関する基本的な考え方を示し、国民の健康と生活環境を守る立場に立つて、公害問題と積極的に取り組んでいくことを明らかにしたのであります。法律案は、基本法に基づく施策の具体化の一環として、大気汚染防止対策を総合的かつ強力に推進するため、これに關する施策の拡充強化をはかるうとするものであります。

大気汚染の防止については、昭和三十七年以来ばい煙の排出の規制等に關する法律に基づき、工場及び事業場からのばい煙等の排出の規制を中心とした施策が講じられてきたのであります。現行法におきましては、その規制が工場及び事業場において発生するばい煙等に限定されていること、予防的な見地からの規制が行なわれてはいるものの十分でないことなど、必ずしも十全とはいえない面があるのであります。  
このような状況にかんがみて、政府としては、公害対策基本法によって明らかにされた基本的な方向に沿つて、ばい煙の排出の規制等に關する法律に抜本的な再検討を加え、排出に關する規制の強化、予防的な規制の実施等により、工場及び事業場におけるばい煙等に関する規制を強化するとともに、自動車交通量の著しい増大に伴い、自動車排出ガスについても本法において許容限度を定めることとする等、新たに大気汚染防止のための総合的な規制法として整備拡充することとした次第であります。

以上が、この法律案を提案した理由であります。次に、この法律案が現行のばい煙の排出の規制等に関する法律に対し、規制を強化し、あるいは新たに講ずることとしている施策のおもなものについて、その概要を御説明申し上げます。

第一に、ばい煙発生施設が集合して設置されることが予想される地域を指定地域として指定し、そのばい煙の排出を予防の観点から規制するものとしたことであります。  
第二に、排出基準について、ばい煙の排出量を考慮してその設定方式の合理化をはかることとするともに、これに都道府県知事の意見を反映させる方法を講ずることとしたのであります。  
第三に、環境基準をこえるような著しい大気汚染が生じている地域に新設されるばい煙発生施設については、一般の排出基準を上回る特別の排出基準を適用することができることとしたことであります。  
第四に、スモッグ警報時における措置の強化をはかり、一定規模以上のばい煙発生施設について、あらかじめばい煙排出量の減少のための計画を届けさせ、都道府県知事は、スモッグ警報時にはそれを参酌して勧告を行なうことができることとしたのであります。  
第五に、本法において、自動車排出ガスにかかると許容限度を定めるとともに、これによる汚染状況に關する都道府県知事の測定について定めることとしたのであります。

以上が、この法律案の提案理由であります。何とぞ慎重に御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。  
次に議題となりました騒音規制法案について、戦後わが国の産業経済の発展の成果として、国民生活は目ざましい向上を見ることとなつたのであります。その反面、主要工業都市を中心として、各種の公害の発生が国民の生活環境に予期せざる問題を投げかけているところであり、これらの公害問題については、政府といたしましても、ばい煙等の規制、工場排水の規制等を中心に対策を進めてきて、いところであり、大気汚染、水質汚濁に次いで大きな社会問題となつて、騒音問題については、国の手による一元的な法律上の規制措置は講じられないまま、今日に

至ったのであります。

政府としては、昨年、公害対策基本法を制定し、公害対策に関する基本的な考え方を示し、国民の健康と生活環境を守る立場に立って、公害問題と積極的に取り組んでいくことを明らかにしたのであります。本法律案は、公害対策基本法の精神にのっとり、騒音問題に対処して、工場及び事業場における事業活動並びに建設工事に伴って発生する騒音についての規制措置を講ずることにより、生活環境の保全をはからんとするものであります。

以下この法律案のおもな内容について、その概要を御説明申し上げます。

第一に、工場及び事業場の騒音についてであります。その規制については、都道府県知事が都市の市街地及びその周辺の地域を指定し、指定地域内に設置される著しい騒音を発生する工場及び事業場について、指定地域の土地利用状況に応じて規制基準を定めて、所要の規制を行なうこととしたのであります。そのため、これらの工場及び事業場における施設の設置について、事前届け出制をとるほか、規制基準に適合しない騒音を発生することにより周辺の生活環境がそこなわれると認めるときは、騒音防止の方法等に関し、改善等の勧告あるいは命令を行なう等の措置をとることとしたのであります。

第二に、建設工事に関する規制についてであります。著しい騒音を発生する建設作業を対象に、指定地域のうち、住居の環境の良好である区域、病院、学校等の周辺の区域で行なう場合に、事前届け出を行なわせるほか、一定の基準に適合しない騒音を発生することにより周辺の生活環境がそこなわれると認めるときは、騒音の防止の方法等に関し、改善等の勧告または命令を行なうことができるものとしたのであります。

第三に、騒音にかかる紛争についてであります。この種の紛争は解決に迅速を要し、また専門的知識を要すること等から、騒音による被害について民事上の紛争が生じた場合について、都道府

県知事による和解の仲介の制度を設けることとし、騒音にかかる紛争の円滑適正な解決に資することとしております。

第四に、飲食店営業等にかかる深夜騒音等については、地方公共団体が必要に応じ規制の措置を講ずるようにならなければならない旨を定めるとともに、この法律と地方公共団体の騒音規制に関する条例との関係を明らかにすることとしたのであります。

なお、以上のほか、市町村長に対する事務委任について定めているほか、騒音規制の実効を期する見地から、騒音防止に関する国の援助、研究の推進等について規定をいたしております。

以上がこの法律案の提案理由であります。何とぞ慎重に御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○山崎委員長 以上で両案の提案理由の説明は終りました。

○山崎委員長 質疑の通告がありますので、これを許します。塩川正十郎君。

○塩川委員 まず、私から両法案に対して質問をいたしましたことになったのですが、ごく簡単に質問いたしますので、お答えも簡単明瞭にひとつお答え願って、審議の促進に御協力賜りたいと思っております。

そこで、まず最初にお尋ねたいのは、公害対策基本法ができて、それ以降、政府といましては、公害対策行政の一体化を強力に進めてこられたと思うのでございます。そこで、基本法の制定後、政府がこの公害行政の一元化及び一体化というものにつきまして、どういふ努力をされてきたかという経過を、まず最初にお尋ねたいと思います。

○園田國務大臣 公害が、御指摘のとおり、水質、大気、騒音ともに各省にまたがっております。この規制、対策等種々不便がありますので、これができるだけ早く一元化しよう、あるいは

は運営の一元化をはかれない御意見でございます。したが、社会が複雑になりまして、それぞれ行政担当の面等もありますので、政府としては公害対策会議をつくらせて、総理大臣がその長となつて、これに関係各省の大臣その他の幹部を入れ、その下に幹事会等をつくりまして、とりあえずは公害の責任所管庁は厚生省として、これを中心に、御指摘の面に沿うように、ただいまよりあえず努力をいたしておるところでございます。

○塩川委員 なお一その一元化を、強力にひとつ御推進願いたいと思うのでございますが、ついでには、その基本法から、提案されておりますところの大気汚染防止法なりあるいは騒音規制法というものが具体化してきたと思うのでございまして、二、三お尋ねたいと思つております。

実はこの大気汚染防止法の以前に、ばい煙規制法というものがございまして、これをより強化し、公害の防止、予防の措置といたしたい、こういうことが提案理由の中にもございました。ところが、この法案を見ますと、一番大事な点であると思われまして、そのばい煙規制の許可制を届け出にされた。法案で申しますと七条のところで、

「ばい煙を排出する者は、云々と書いてございまして、この法案によりまして、これを届け出ることになることになっております。届け出によつて、行政指導をして万全を期せられる御予定だろうと思つておりますが、ついでには、許可制をしかないで届け出制にしたという一つの理由と、さらに、届け出制によつてもこのように行政指導をしていくという具体的な方策等につきまして、ひとつお答え願いたいと思つております。

○武藤(瑋)政府委員 ただいま、届け出制では十分ではないかという御指摘でございますが、この点につきましては、現行のばい煙規制法でも、届け出制度をやっております。御指摘のように、この法律の立案段階で許可制の問題が起きましたけれども、政府といたしましては、公害の原因となり得る施設の設置の規制の問題につきま

しては、土地の利用計画等の規制とも関連を持つ問題でもございますので、どのような形でそれを取り上げていくかということにつきましては、なお検討いたすということでございます。大気汚染防止法は、そのままだい煙防止法の規定と同じように届け出制をとっておりますが、御承知のように、届け出につきましては、計画の変更命令あるいはその他建築しましてからは改善命令等の規制を十分にかげられる仕組みになっております。現在でもこの運用によりまして効果をあげているわけでございます。なお、そのほか、現行のばい煙規制法によりまして排出規制というものを今後強化いたしますとか、あるいは指定地域の拡大をはかりまして、あるいは特別の地域には特別のきつい基準を設けますとか、あるいは緊急時におきます都道府県知事の措置の改善をはかりまして、いろいろ新しい強化策を考へておまして、これらの新しい強化策によりまして、十分効果をあげ得るもの、かように考へております。

○塩川委員 ばい煙のそういう規制なりあるいは指導というものと同時に、より以上に関心を持って対策をしていただかなければならないと思うものは、そもそも燃料に対する規制というものが大事だろうと思つておりますが、こういうものに対する措置といふは、対策といふものは、具体的にどのようにされて、考へておられますか。

○武藤(瑋)政府委員 御指摘のように、燃料規制の問題は重要な問題でございますけれども、燃料規制の問題と関連いたしました、やはり燃料供給という問題が一つございまして、この法案自体いたしましたし、十七条の二項、三項の問題でございますが、ばい煙排出者でありまして、いわゆる大量のばい煙を発生いたします施設の企業者は、緊急時におきますばい煙の減少のための計画をあらかじめ作成して、都道府県知事に届け出るという規定がございます。これは通常の場合におきます燃料を、たとえば緊急時におきますばい煙の良質の燃料を準備するということを前もって計画

しては、土地の利用計画等の規制とも関連を持つ問題でもございますので、どのような形でそれを取り上げていくかということにつきましては、なお検討いたすということでございます。大気汚染防止法は、そのままだい煙防止法の規定と同じように届け出制をとっておりますが、御承知のように、届け出につきましては、計画の変更命令あるいはその他建築しましてからは改善命令等の規制を十分にかげられる仕組みになっております。現在でもこの運用によりまして効果をあげているわけでございます。なお、そのほか、現行のばい煙規制法によりまして排出規制というものを今後強化いたしますとか、あるいは指定地域の拡大をはかりまして、あるいは特別の地域には特別のきつい基準を設けますとか、あるいは緊急時におきます都道府県知事の措置の改善をはかりまして、いろいろ新しい強化策を考へておまして、これらの新しい強化策によりまして、十分効果をあげ得るもの、かように考へております。

させるわけでございます。それに基つきまして、二項によりまして、都道府県知事が緊急事態が起きたときには勧告をするというふうな仕組みになっております。この点につきまして、先生御指摘の燃料のいわゆる改善という点については、相当の配慮をいたしたつもりでございます。

○塩川委員 燃料の規制をされるとおっしゃいますが、これは実際上、相当民間産業に与える影響は大きいということでございます。そういう良質の燃料というものの開発、これは現在政府においても鋭意研究を進められておるといふことでございますが、要するに、そういう硫黄度の少ない重油を使うということでございます。

事のついでに、その計画の概要、あるいはどの程度までそういう研究が進んでおるかというふうな点につきまして、簡単に教えてください。それから、ちょっとお知らせいただきたいと思っております。

○矢島政府委員 低硫黄の重油の供給というものは、御指摘のように非常に大事なものでございまして、すでに一昨年来、当委員会の御決議その他もありまして、通産省を中心として、鋭意その研究開発を進めておるわけでございます。

簡単に申し上げますと、直接脱硫と間接脱硫——直接脱硫のほうが能率もよい、すなわち脱硫率もよいし、コスト的にもいいということでございます。これにつきましては四十二年年度から研究を進めまして、大体四年ちよつともって完成する予定で、今年度は第二年度に当たっております。通産省におきましては、いわゆる大型プロジェクトという予算の項目のもとに研究をやっております。おかげさまで相当程度予算がついておりまして、そのいわゆる直接脱硫は四十五年年度には完成する段取りになっております。それから若干能率が悪いのですが、間接脱硫のほうは、これはすでに外国の特許その他を入れてまして、関係の石油会社に研究開発をやらしておりますし、現に

その設備も逐次つくらせておるわけでございます。大体、研究開発の現状は以上のようなことでございます。

○塩川委員 ばい煙の規制をきびしくしていくと同時に、肝心のそういう燃料体制というものを十分に良質にして、しかもたいして負担のかからないような良質のものををつくり出すようにひとつ努力する、これが相まってはじめて、ばい煙規制の効果があがってくると思うのですが、その点につきまして一その努力をひとつお願いしておきます。

次に騒音の関係でございますが、騒音規制法と大気汚染防止法とを比較いたしました。この中で感じますことは、まず、これを所管する自治体は、いわゆる大気汚染につきましては、都道府県をほとんど単位として考えておられるように思われます。ところが騒音のほうは、どうもこの法案から感じますことは、市町村長の権限に移行していくような感じもなきにしもあらずというふうな感じがいたしますが、そこで公害全般の問題として、公害問題はすべて広域行政の中において進めていかなければならない、私はそう思います。そういう場合に、ばい煙規制は府県単位で、比較的広域処理を考慮しておられるのでございますが、騒音については、この法案の中で、市町村長にその権限の一部を委任することができるといふことが書いてあるだけに、私は、これを市町村長の段階におろされるのじやなからうかというふうな懸念もありませんが、ついでには、騒音につきましての直接の事務責任者と申しますか、何かそういうものをひとつ明確にしておいていただきたいと思っております。ということには、これを簡単に市町村長に委任された場合には、これは非常に困る問題が出てくる。ということには、どういふことが起こってくるかと申しますと、ある地域におきましては、たいして騒音を感じない、同程度の、しかも同質の騒音が、ある地域におきましては、非常に健康と生活環境の障害をもたらすというふうなこ

とがしばしばございます。であるだけに、こういうものは決して市町村長の段階において処理されるべき問題じゃないと思っておりますが、その点につきまして、ひとつ考え方をただしておきたいと思っております。

○武藤(瑞)政府委員 いわゆる公害行政の担当責任の地方公共団体をどこにするかというのには、先生御指摘のように、大気については現在都道府県にやらせておられて、一部を、届け出等を特別の市にゆだねておられますが、この新しい騒音規制法におきましては、たまたまとして都道府県知事がすべてをやるような仕組みになっております。ただ、御指摘のように、法律で市町村長に権限を委任するような仕組みになっておりますが、御承知のように、現在、都道府県では、二十四の府県が騒音の条例をつくっております。それから、指定市では二つの指定市が騒音の条例をつくっております。あと全国では三十三の市町村が条例をつくっております。状況でございます。したがって、騒音といふことが非常に地域的な問題であるということからいいますと、あるいは市町村自体にすべてをまかせるのが筋ではないかという御意見もあるわけでございます。けれども、しかしながら、基準をきめるとか、あるいは地域をきめるとか、あるいは仲裁をするとか、そういうふうな、やはり統一的に処理をするのが望ましい問題では、市町村におろすのは不適当かと思っております。しかし騒音自体が地域的な問題でございます。すなわち、やはり広域の地方公共団体であります。府県よりも、実施事務を一部市町村におろすのも適当ではなからうか、かように考えております。

○塩川委員 その実情をよく御承知いただいた上で、いたずらにこういったものを市町村長の権限に移さないように、ひとつ十分御指導願いたいと思っております。

さらにもう一つ、地方団体との関係ですけれども、そもそも公害問題の改善と申しますか、あるいはこれが排除という努力は、最初は地方団体が主としてやりました。これは住民の不平不満が中

心となりまして、その窓口が当然市町村なりあるいは府県に持ちこまれるところから、地方公共団体がこの問題にやむを得ず取り組んできたというふうなことから発生してきたものであります。しかしながら、それが年を経て、だんだんと範囲が広がると同時に、この公害の質も変わってまいりましたので、国の中で取り上げられてくるというふうな経過で、今日来ております。そこで問題は、早くからこれを公害問題として、騒音なりあるいはばい煙なりあるいはさらには水質というふうなものを地方公共団体が取り上げておった段階、これが現在国の中で取り上げられるというふうなことでまいりますと、そこに考え方の相違が若干出てくることは、これはやむを得ないと思っておりますが、これらの調整について、ひとつお尋ねをいたしたいと思います。

これを具体的に申し上げますと、実は水質の問題もあるわけですが、何も水質だけじゃございせんが、まず第一に水質の問題を取り上げますと、現在企画庁で水質規制をやっております。その考え方からいいますと、まず第一に対象事業というもののしぼり方が違う。ということには、具体的に申し上げますと、これは大阪府の問題でございますが、大阪府が最初に水質規制をしていきました。その対象事業というものは、産業分類でいいますと、中分類でやったのでございます。ところが実際水質保全の考え方から出てきた経済企画庁のほうでは、これは小分類になって規制されておる。そういういたしますと、せっかく地方団体がそのようにして積極的に取り組んでおるものと、国が今度これを指導する場合に、そこに食い違いが若干出てきておるといふようなことがあるわけでございます。そういうことがあつては、地方自治体としては、非常にやりにくいし、またいままでの規制の方針がある程度修正されるというふうな事態が起らないとも限らない、こう思います。

そこで、今回の騒音規制でございますが、これなんかでも、それぞれの地方団体が持っております。

すその条例を一番普遍的なものの中に置いて、これを規制されたとは思いますが、その条例との関係というものを十分考慮された上であるかどうか。もちろん考慮されておられると思いますが、それをどのようにして法案の中に盛り込まれたかというふうな経過と、それから現状について、ひとつただしてみたいと思います。

○武藤(瑞)政府委員 先生御指摘のように、本質問題につきましては、御指摘のような点がございませぬので、騒音規制法をつくる際にも、現行の騒音条例というものを十分検討いたしまして、一部の府県あるいは一部の市町村で、せつかく、いままでもその地域に合った条例の規制が行なわれていたにもかかわらず、法律をつくることによって混乱を生ずるといふことがないように十分配慮いたしまして、たとえば騒音規制法で申しますと、第四条で規制基準を定める場合には、主務大臣が騒音について基準を定めるわけでございませぬが、こういう場合には、現行の規制基準を十分参酌いたしまして、ある程度の幅を持って、主務大臣が基準を定めるようにしたい、かように考えております。それからまた四條の二項をごらんになりますと、市町村は、特別の事情がある場合には、特別の規制基準を条例で定めることができるというように市町村の自主性も認めております。それからまた、条例との関係で、この本法で定められていること以外に、別の見地から、条例で必要な規制を定めることを妨げるものでないというふうな規定を入れております。それから第二十八條では、従来拡声機等の騒音問題あるいは交通騒音等についても、条例でこまかく規定してありますけれども、そういう点についても、より積極的に条例で規定していただくように、二十八條を設けております。そのように、現在地方公共団体では、特定工場等、つまり工場を中心としたしまして、その他広告放送あるいは交通騒音等についての条例の規定がございませぬが、そういう点についても網羅的にこの法律で取り上げるとともに、現在条例で規定してございませぬ特定建設作業、これ

は先生御承知のようにいろいろと全国的に地域住民の間で多少のトラブルがあつておられる問題でございませぬが、こういう点を積極的に法律で取り上げた、こういう経緯でございませぬ。

○塩川委員 次にもう一つ、地方公共団体との関係でお尋ねしたいと思つておられますが、実は大気汚染防止法、これに伴ひまして、行政を府県が進めていけます場合にも、行政的経費、これは当然かかつておられる。騒音規制も同様でございませぬ。ましてや大気汚染を十分規制しようと思つたならば、そこで当然、監視センターというものもつくつて具体的に進めなければならぬ。そこで問題は、そういう投資的経費を要する事業につきましては、これは政府も積極的に支援の方法はついでおられると思つておられますが、しかしながら、一般行政費として見た場合に、公害関係に対する地方自治体の固有財源というものはもう乏しいのだから、これに対する財源措置というものが何らか国において措置を講じなければ、十分に推進できないのではないかと、私はそう思つておられます。これは自治省との間におきまして、こういう公害行政全般についての、たとえば起債措置であるとか、あるいは交付税においてこれをどのように見ていくかというふうなことにつきましても、どう見てもどうか、またその協議の内容が具体的にどういふ点までできておるかという点を、ひとつお聞きいたしておきたい。

○武藤(瑞)政府委員 御指摘のように、いろいろ法律その他で、地方公共団体にいろいろの公害問題についての指導をやつておられるわけでございませぬが、財政的な裏づけがないと、地方公共団体も十分なる活動ができないわけでございませぬ。現行ばい煙規制法では、いろいろの補助金を組みまして努力していただいておりますが、騒音等につきましても、現在そういう補助金制度はございませぬ。しかしながら一般的に普通交付税で措置が行なわれておられますが、本年度の交付税の細目については、現在自治省と交渉中でございませぬ。

○塩川委員 交付税で点数を見ておられますか。

○武藤(瑞)政府委員 公害一般といたしまして、見ておられます。

○塩川委員 それでは、そういう交渉を現在やつておられるのですか、それとも大体話し合ひがついて、交付税でその点数を見ようというふうになつたのですか、そのいづれでしょうか。

○武藤(瑞)政府委員 現在でも交付税で見られておられますが、なおこの増額方について、いま自治省と交渉中でございませぬ。

○塩川委員 その場合に、どういふ点においてこれを見るかということ、すなわち投資的経費において、そういう態容補正をしていくという方法で見たいか、あるいは一般行政費として、いわゆる維持管理費、この点に重点を置いて交渉されるのか、いづれに重点を置くか。

○武藤(瑞)政府委員 一般的行政費として現在交渉を進めておられます。

○塩川委員 それから、騒音につきまして、これは法案とは直接関係ございませぬが、飛行場の騒音ですか、これは現在空港の周辺に對しまして、特に基地対策等よく見られるのですが、ジェット機の騒音に對しましては比較的那ういふ措置がとられておられます。特に自衛隊機が発着しますところの基地周辺に對しては、非常によくめんとどうを見られておられるわけですが、ヘリコプターに對しましてはわりあい冷淡なように思つておられますが、これはいかがでしょうか、ヘリコプターは、これによつてはジェット機よりも滞空時間が長く、しかもあの音は実はジェット機よりも悪質のやうに私は思つておられますが、ヘリコプターに對しても十分な措置がとられるものかどうか、これをひとつ最初に伺つておきたい。

○堀田説明員 お答え申し上げます。

先生御指摘のヘリコプターの音でございませぬが、なるほど非常にうるさいという感じを非常に与えるのでございませぬが、私も昨年成立いたしました飛行場周辺における航空機等の騒音防止に關する法律におきましては、政令で定めませぬ特定

飛行場というものは、これは御承知のように主としてジェット機の離発着の回数がきつめて多いところ限定いたしておられて、今度でございます新東京国際空港それから現在運行をいたしておられます東京並びに大阪の両国際空港という飛行場に特定いたしておられます。将来ヘリコプターの問題についても、いろいろ問題があつたかと思つておられますが、なお検討をいたしたい、かように考えておられます。

○塩川委員 その際、大蔵省と折衝される段階で、ヘリコプターの問題は除外してジェット機だけにしほろうという話があつたのですか、それはどうでしょうか。

○堀田説明員 私どもは、ジェット機だけということではございませぬで、当該飛行場に航空機の離発着いたします回数というものを主として適用の基準にいたしておられます。ただ御承知のように、ジェット機は非常に金属音で、人間の感情を非常に刺激するというやうな、きつめて悪質と申しますか、そういう音でございませぬので、現実にジェット機の離発着のかなり大きいところというものに限定したわけでございませぬ、法律にもごらんのとおりに、ジェット機だけということではございませぬ。

○塩川委員 それじゃ飛行場部長さんにひとつお願いしておきたいのは、ジェット機だけを對象にしないで、ヘリコプターも航空機である以上は、これもぜひひとつ対象にして取り上げていただきたいと思つておられます。

それで、問題は次に移りまして、産業廃棄物といふことですが、工場、事業場等から排出いたしますところの廃棄物の処理に對しての方針をひとつお伺ひいたしたいと思つておられます。現在清掃法等で規定されておられます汚物というもののの中に、産業廃棄物と申しますか、事業場等から出てくる廃棄物、かすでございませぬか、そういうものは処理の對象に入つておられますか、ところが、これは地域によつて違つておられますが、工場地帯等をかかえておられます地域におきましては、家庭のごみ処理とい

うようなものは、実はこれは産業廃棄物から比べましたら微々たる問題でございます。実際に一番困っておりますのは、こういう事業場から出てくるもののいわゆるメッキ工場等から出てまいります。そのようなスラッジですか、ああいうものであるとか、あるいは建築物を取りこぼって出てまいりますところの残滓、そういうものの処理が実際はついておられない。道路を美しくしろとか、あるいは町の清潔を保つ、こういうことを申しまして、そういうところでは、家庭のごみというものはたいして公害問題を起こしておりませんで、そういう不愉快な問題を起こしておりますのは、ほとんどがこういう事業場から出てくるもの、あるいは建築物から出てくるもの、こういうものでございます。

そこでまず第一にお尋ねいたしたいのは、通産省等におきましては、一般的に申しますところのそういう産業廃棄物というのに対する処置について、具体的に行政指導をしておられるかどうかというところが一つ。それから建設省等におきましては、建築業者に対して、家を取りこぼさずあるいは建築物を建設する過程におきまして出てくるところの残滓あるいは汚物、こういうものに対する処置につきまして、行政指導をされたかどうかという点をひとつお聞きしたいと思っております。

○矢島政府委員 御指摘のとおり、産業廃棄物の処理は問題となっておりますが、これらの産業廃棄物は普通埋め立て地に埋めたり、外洋投棄などを従来やっておるわけでありまして、けれども、その関係でいろいろ問題が起るるので、最近ではこういうものはむしろ乾燥したり、焼却したり、あるいは場合によっては中から有害物質を回収するというふうにして処理するのが正しい方法じゃないかと思っております。それにつきまして、通産省といたしましては、そういうよそに迷惑を及ぼさないような処理技術の研究、開発、これが第一、それから次にそういう研究、開発が逐次実現していきまされたならば、この処理施設を各工場に普及させるために、金融上あるいは税制上の優

遇措置を講ずる、この二つを対策として推進していただくわけでございます。具体的には通産省に試験研究所とかあるいは発酵研究所——バクテリアなどによる処理というものは発酵研究所でやっておるわけでございます。そういういろいろな研究所がありまして、そういう通産省の直轄の試験研究所で、相当額の研究費を計上して、この処理技術の研究、開発をやっております。逐次成果があらわつてくるわけですが、それから同時に民間の研究機関に対しまして、補助金その他の措置によりまして、この研究、開発を行なっているわけでございます。それから第二番目の金融、税制上の優遇措置については、現在においても若干の措置はございますが、さらに一そうそれらの対策を進めていきたい、かように考えております。

○飯谷政府委員 建物を取りこわしたあとの、いろいろなものの片づけといった問題だと思っておりますけれども、実はおしかりを受けるかもしれないけれども、特別そういうことが問題になったことも耳にいたしておらぬようございまして、したがって、特に指導をして取り片づけをさせるといったようなことは、どうも事務的にもいままでやっておらぬように思っております。そういう面は、今後十分注意しなければならぬ問題だと、実は思っております。

○塩川委員 実際、町をよごし、またよごすだけじゃなくして、何人もこの処理ができないのは、実はそういうものなんです。工場から夜陰ひそかに川原にはうって、捨てておくとか、あるいは建築屋が工事から出てくるものをこっそりと道ばたに捨てておく、これに実は非常に住民が迷惑しております。これは公害問題としてまだ正式に取り上げられておりませんが、当然公害の部類に入ってくるものだと思うのでございまして、つきましては、ひとつこういう方面に積極的に取り組んでいただきたい。

が、しからば、現状から申しましたら、いっそのことをはつきりと制度的なものにして、そういうものに対する規制をつくる、規制をつくると同時に、それに対しまして、規制を遂行する中で処理をするということも考えなければならぬので、処理をするためには、具体的にそういう特別の焼却場をつくるか、あるいは埋め立て地を特別設するとかいうようなことをしなければ処理できません。ところが、現在そういうものをしように、自治体といたしましては財政がないし、何らかの国の援助等を期待しておらうと思うのですが、こういうものにつきまして、ひとつ制度として、そういう施設をできるようにしていただきたい。

そこで、ひとつ実力者でございます厚生大臣にお願いしたいと思うのですが、これはいろいろ各各関係があるかと思っております。そこで、公害問題の窓口となっております厚生省にお願いいたしまして、厚生省がひとつ音頭をとっていただいで、産業廃棄物を処理する施設、こういうものを地方公共団体が積極的に建設しようとした場合には、その投資的経費なり自後の維持費、管理費といふものにつきまして、国からぜひこれを補助、援助するといふような制度を検討していただきたいというところをお願いしたいのですが、これに對しまして、大臣、ひとつお考えをお聞かせ願いたいと思っております。

○園田国務大臣 廃棄物その他については、現在では清掃法でやっておりますが、清掃法の中では、廃棄物のいろいろ変わった品も出ておまして、これは相当な問題でありますので、御指摘のとおり、清掃法と別個のものを考えて各省と計画をしながらやられていきたいと思います。なおまた、各種の公害に対する費用が、一般行政費の交付税に組まれておるといふことは、これはきわめて過渡的なやむを得ざる情勢でありまして、御指摘のとおりに公害防止事業団を中心とする事業の推進であるか、あるいは起債であるか、あるいはさらに進んで、国から助成その他の

方法も講じなければならぬことは当然でありまして、今後この問題は、ほとんど広範囲に広がっていくと考えられますので、その点につきまして、御指摘のとおり、その方向で検討してまいりたいと考えております。

○塩川委員 そういふ基本方針で、ひとつお願いしたいと思っておりますが、つきまして、その中の非常に具体的な問題を申し上げて恐縮でございますが、こういう問題がございまして、あわせて検討していただきたいと思っております。埋め立てを簡単にいたすといいたしても、当然これは海に埋め立てがいくが、一番簡単なわけですし、無限に埋め立てができるわけでございます。ところが、その埋め立てをしようといいたしました場合に、まず埋め立てを予定する区域に對しまして、海の中で大きくをしなければならぬ。いわゆる防波堤のようなものをしなければならぬ。そういったしますと、そこへ何百万トンというものの投棄が可能でございます。そういうものを、実際に自治体におきましては研究も、要望も近くすると思っております。そういうことをお願いしておきます。

最後に、もう一つだけお尋ねいたしたいと思っておりますのは、騒音と大気汚染、この問題が出ておりますが、臭気の問題、におい、これが実はまた公害問題として非常にやっかいな問題でございます。と申しまして、臭気はこれを規制すると申しましたが、何をもちまして臭気であるかという基準がむずかしいだらうと思っておりますが、臭気に対する規制というふうなもの、現在具体的に考えておられますでしょうか、最後にひとつお尋ねしておきたいと思っております。

○武藤(瑞)政府委員 臭気の問題は、先生御指摘のように非常にむずかしい問題でございます。現在臭気についての条例がありますのは、北海道の函館に臭気条例というのがあるのだけが一つの例でございます。その他の、工場等いろいろな臭気が出る問題は、これは通産省のほうが詳しい

のでございますが、生産工程の中でいろいろくふうをするとか、あるいは排水をする場合に、いろいろ排水処理のしかたを嚴重にするとか、そういう方法でやるほか、現在のところないわけでございます。そのほか測定方法につきましては、現在これは外国でもなかなか解決されていない問題でございますけれども、なお私のほうでは、測定方法について、現在専門家に委託研究を依頼している状況でございます。

○塩川委員 質問を終わります。

○山崎委員 島本虎三君。

○島本委員 いよいよ大気汚染防止法案と騒音規制法案が出されたわけでありまして。会期ぎりぎり現在までこれをとめ置いたということは、まことに残念であります。しかし、出されないよりも出したほうがましなのでありますけれども、会期ぎりぎりまでこれをとめ置いたということは、何か含みがあるのかどうか。こういうような審議の状態でも、もうすでに来週に入らうかというふうな状態も予想されるのに、この重要法案をいまごろ出してきたということは、少し不見識じゃないか。これに対して、何か含みがあったならば、その点を明確にしておいてもらいたい。私は、そういうようなことをはっきりさせた上でないと、今度審議に入ることに對してちゅうちょを感じるのであります。なぜか。おわかりのとおりなんです。流すなら流せ、こういうような気持ちでやってくるならば、もう審議する要はありません。これはどういふわけでおおそくなったのか。政府としては、これに對してどれほどの関心と熱意を持っていたのか。ひとつ賢明なる厚生大臣並びに各次官の御答弁を承っておきたいと思つておられます。

○園田国務大臣 公害に関する問題は、逐次各所に問題が発生しておりますし、公害基本法に従つて、その他の規制あるいは紛争等の法律案をすみやかに準備したいと思つて、事務的には寧日なく折衝してまいりましたが、それれいままでの関係もありませんし、大気汚染、騒音ともに、所管が各省にわたつておりますので、その

折衝等の時間もございまして、今日ぎりぎりの提案になったことはまことに遺憾でございます。これが他の問題でありますならば、さらに折衝を重ねて次の機会にも思つてあげたいと思つておりますが、公害はその被害者のことを考えると、その時間を許しませんので、まことに御迷惑と思つながら、早急に準備をして提案をしたわけでございます。○金子政府委員 ただいま厚生大臣が御説明になられましたような趣旨でおくれたわけでございます。して、ひとつすみやかに御審議をいただきます。御可決あらんことをお願いいたします。

○飯谷政府委員 厚生大臣の御答弁のとおりでございます。

○島本委員 私は順を追つて質問をやっていく準備をしておいたわけでございます。これだけ切り離してやるのは残念ですが、もしも厚生大臣がおっしゃったそのことを、国民のためだといふらみがあるにも多いのが私は残念なんです。ほんとうに国民のためを思い、国民の健康のためにこの法案を出したのだ、憲法に基づき、公害基本法に基づいて、国民の健康を第一に考えたのだとするならば、もつとこの問題についての考え方はあつたはずであります。私はその点等についても、国民の期待に十分沿つていないといふことを考へて、残念なんです。これは逐次聞いてまいりたいと思つておられます。これが最善のものではない、私はそう思つておられます。今後この問題については、審議の過程の中で、それぞれ可能な限り、これは修正して通すべきではなからうか、こう思つておられます。これに對して、厚生大臣の御所見を承りたいと思つておられます。

○園田国務大臣 私のほうでは、主管大臣として提案したほうでございますから、各省と折衝をして、最終案をまとめたわけでございます。国会におきまして審議され、あるいは御意見を聞き、修正されることは、これは最高權威たる国会の御自由でございますから、これは国会のほうに御委任をするわけでございます。

○島本委員 そのように質問を進めてまいりたいと思つておられます。そういういたしますと、公害関係では、いま出されたのが大気汚染防止法案と騒音規制法案の二つである。しかしこれと對になつてまだまだ重要な法案もあるはずであります。この公害にかかるとの紛争の処理及び被害の救済に関する法律案、この問題等は、もうすでに現在起きているその解決の問題点を含んでおられます。そうなりまして、やはりこれ一つでも出ないといふことは残念なんです。ほんとうに国民のためを思つておられるならば、いま私が申し上げましたこれをまづ先に出すべきなんです。まだどこかにひかかっているようでありまして、この公害にかかるとの紛争の処理及び被害の救済に関する法律案は、いまだどこかどういふような状態に審議されておられますか、その経過を発表したいと思つておられます。

○園田国務大臣 公害基本法に基づく法律案は、このほかにも、毒性のまじる排水の問題、その他まだたくさんございまして、御指摘の紛争の処理及び救済についての法律案は、これは一番大事な問題であつて、特に現にその紛争の処理並びに救済という法律案がでなければ、制度的に、被害者が数年間の調査の間、手を施すことが十分でありませんので、この点は急いでおられるわけでありまして、ただいま中央公害対策審議会においで、特に早く御審議を願うように、これについてお願いをしておられるわけでありまして。

なお、政府といたしましては、決して審議会に責任を転嫁して、それまでは安閑としておられるわけではなくて、これと並行いたしまして、私のほうでも、いつでも審議会の結論が出ればそれを受け入れてやるように、それぞれその案やその他のことは準備をしておられるわけでありまして。したがうして、この救済、処理の大体の概略は、御承知のとおり大体公害が起きてから、この公害の認定ということが制度的にございませぬ。また、認定するまでにはやはりいろいろの力関係だとか官僚的であるとか、そういうことにとらわれずに、学問的に公平に慎重にやるべきでございまして。

ございまして、若干の日にちを要します。その日にちの間はうけるわけにもまいりませんので、まず国の責任において立てかえて被害者を救済し、続いてその公害の認定は、たとえば公正取引委員会のような公正にして權威のある委員会をつくつて、これで大體審査をし、これで公害の認定をして、それに基づいて、それぞれこれに對する医療あるいは補償の問題を片づけるというふうなことで、こちらも概略の案は考へておられるわけでありまして。これは決して責任のなげだとかなんとかではなくて、ぜひこの国会でやりたいと思つてやつたわけでありまして、そのようなわけで、間に合ふぬことはまことに私も遺憾でございますが、これは早い機会に、できたらもういつでも次の機会に提案をしてお願ひをしたい、このように考へておられます。

○島本委員 では、大臣のことばをそのまま私も受け取つて、次の機会に、次の国会でこれは御提案になるものであるといふふうに理解して、この質問は終わりたいと思つておられますが、そういうふうに理解してよろしゅうございませぬか。

○園田国務大臣 こちらも、そのつもりで準備をいたしておられます。

○島本委員 つもりというものは、努力目標にもなるわけなんです。私は努力目標を否定するわけじゃない。ただことばは、平和に徹すると言つておられます。佐藤総理の言うことばはさっぱり徹しておられないようなあれですね。おそろくは、努力目標であつても園田厚生大臣はやるだろうと、私は、人柄からして、あなたを信用しておられますから、それは信じますよ。しかしもう少し、それだけの信念があるならば、次の国会には提案いたしますという決意をはっきりしておいてもらいたいのであります。

○園田国務大臣 長い間の御親交で、私の人柄を了解いただいたことはまことにありがたいわけでございますが、私が決意いたしました以上は、必ず最短時間においてやるつもりです。私は、今国会においてぜひやりたい、相当無理もしたい、場合に



すぎないということ、これは杞憂なんだ、おそらく許可も届け出も、その方法が同じような効果をあげることができると、こういうような理解点がある、届け出制になり、これは知事または地方公共団体の長、こういうような人自身が、今度はどういうような強力な命令を出せるのか、おそらく国の世話になり、国におんぶしている以上、あまり強いことも言えないのじゃないか。まして固定資産税を払って、もたらしているような工場に対してまたお願いする程度じゃなかるか。許可でこそ禁止があるけれども、届け出はこれはもう何もありません。そしてそういうふうになった場合には、やはり公害発生源についての取り締まりが、届け出であった、これは許可と同じような規制ができるのだ、こういうようなことであるならば、私は、こう理解しておきたいのですが、大臣の道徳的な答弁だけでは、何か私はまだ理解できない。これは不明です。しかしながら、そのままで進めていくことはできません。私は、ばい煙の発生源施設、こういうようなものに対して、都道府県知事が不許可の措置がこの法律でできるのかどうか。そしてスモッグなんかの濃厚なときに、当然原因企業に対して協力要請をする。もしそれでも協力が応じなかった場合、罰則による強制力があるのかないのか、私には理解できない。やはりこれも、届け出は単なる届け出じゃないか。いま大臣がおっしゃったような強力な、これは許可制も含むような効果があるんだ、この理解に苦しむことになりました。その点をいま二つに申し上げましたけれども、はっきりと解明してもらいたいと思います。

○園田国務大臣 先ほど申し上げましたことをさらに詳しく申し上げますと、特別な基準を適用する措置を講ずることができず、なおまた、ばい煙発生施設の設置に関する計画を廃止する命令も出し得ることになっておりますから、単なる届け出ではなくて、許可制と同等の効果を受け得るものと考えますが、なおまた、これによりまし

て、公害の本質を企業のほうでも理解されて、これを許可制にさらにしなくてもよいように、企業自体の方々の御理解も願いたい、こう考えておりますが、法律の中に、計画の変更を命じ、あるいは廃止を命ずる個条を設けておりますから、その点はただいまの段階において、許可制と同じようにできる。それは決意の問題である、こう考えております。

○島本委員 そうすると、罰則による強制力はどのくらいことになりませうか。

○武藤(瑞)政府委員 ただいま大臣が御説明いたしましたのは、第十条の「計画変更命令」でございます。これにつきましては罰則は三十三条でございます。二年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。こうなっております。

○島本委員 それはそのままの状態、すなわち、特に指定された地域、そして知事の権限でこれを行なう、行なわなかった場合には、それはもうやれるけれども、しかし、この罰則による強制力は罰金だけなんでしょうか。

○武藤(瑞)政府委員 特別の排出基準を定めますのは、第四条の二項で特別の排出基準を強くできるわけでございます。それから一般的なところについては、当然第四条の一項で、地域ごとに排出基準を定めております。したがって、第十条では、この排出基準に適合しないときに計画変更命令ができるわけでございます。そういう点については十分罰則が担保されておりますし、それから排出基準自体も決して最初きめられた排出基準だけでなくて、その後の状況によりまして、厚生省、通産省で都道府県知事の意見を聞きまして、規制の強化をはかることは当然でございます。罰則の点につきましては、一年以下の懲役でございます。

○島本委員 したがって、私のほうではもう少し具体的に聞きますが、このばい煙発生施設を新たに設ける場合、これは都道府県知事が不許可の措置をとれますか。それが適合しないというようなこと、これはよろしくないという不許可の措

置がとれますか。

○武藤(瑞)政府委員 第七条で、ばい煙発生施設を設置するものは都道府県知事に届け出ることになっております。したがって、その届け出があった場合におきまして、その地域の排出基準に適合しない場合に、その計画変更命令もしくは計画の廃止を命ずることができるということになってございまして、いま先生が御指摘の許可制そのものはとっておりませんけれども、実質的には計画変更命令も出せる仕組みになっておりますので、場合によっては実質的に不許可に近い場合もござい

ます。

○島本委員 くだいようですけれども、心配のあまり聞きますが、都道府県知事は、企業に対して、ばい煙発生施設の新増設の面で、計画に沿わない場合、不許可の措置が直接にも間接にもとれる、それと原因企業に協力を要請して、その要請にこたえなかった場合にも、罰則による強制力がある、この二つは届け出であった、これははっきり厳存するものである、こういうふう

に理解してよろしゅうございませうか。

○武藤(瑞)政府委員 形式的には届け出制になっておりますけれども、先ほど御説明いたしましたように、第十条で排出基準に適合しないときは計画変更命令を出せる仕組みになっておりますし、それから計画の廃止までも命ずることができ、こういう仕組みになっておりますので、それを罰則で担保しておりますので、実質的には許可制と変わらない、かように考えております。

○島本委員 それはひとつチェックしておきたいと思えます。それと同時に、同じばい煙であったも、最近の都市公害において著しく、これは公害の原動力というふう言われておるもの、一つに、自動車の排気ガスがあるわけです。この排気ガスの場合には、排気ガス装置の取り付け義務、それと改善命令、それに沿わない場合の使用禁止、こういうような点については、具体的にこの中に規定してございませうか。

○内村説明員 ただいまの自動車の排気ガスに関する問題でございますけれども、排気ガスにつきましては、装置を自動車の構造につけるといふことは、直接この法律自体では規定しておりません。と申しますのは、この法律は、運輸大臣が厚生大臣の意見を伺いまして、それによって自動車の排気ガスの許容限度を定めることになっております。そうしてこの定められました許容限度を守ります。そうしてこの定められました許容限度を守ります。そこで自動車の排気ガスは、こういう許容限度に合うように、そういう装置を義務づけており、そういうふうな基準に合わない場合は使用できないというたてまえになっております。

○島本委員 答弁としてはなかなかりっぱでございますけれども、あわせて、どうしてこういうふうになったのかという経過を御説明願いたいのです。というのは、この二法を見てみますと、大気汚染防止法案の第三章に「自動車排気ガスに係る許容限度等」というのがございまして、私はこれも大事じゃないかと思っておりますけれども、自動車の排気ガス対策、これはまことに重要じゃないかと思つて、さつきからやっておりますけれども、通産省と厚生省は概して仲がいいのですけれども、一方は企業であり、一方は国民的である、こうまで言われるほど、それぞれ立場ははっきりしている。しかし煙となりまして、監督規制は、通産、厚生仲よくやるようになってい

る。ところが自動車の排気ガスだけは、運輸省が監督規制を単独でやるといふことになって、都市公害の大事なポイントである排気ガスの問題は、運輸省だけで単独でやろうとする高邁な意思の発表が見られるわけです。通産省と厚生省、仲が悪いにもかかわらず、国民のためにこういう煙なんかの監督規制はちゃんと仲よくやる。おそらく今後の重大な関心事である自動車の排気ガスの点だけ、運輸省単独で監督規制する。そうして単に厚生大臣の意見を聞くのみにとどめた。これはどうも同じ煙でも、自動車の煙だけを尊重している

のじゃないか。白い煙が黒い煙よりもなお人体に害があるという実態に対して、どういふように認識しておられるのか。私はどうもこの措置を一べつして不審でたまらないわけです。これは厚生大臣、どういふわけでこういうような煙に差をつけたのですか。煙に差をつけなければならぬ理由があるのですか。

○園田國務大臣 正直に言います、私のほうでは、これは両方で共管でやることをお願いしたいと思っておたのでありますが、やはり自動車の構造その他に關係もあることであるから、厚生大臣の同意を得て必ずやるからという話もありましたから、こういうことになつたわけでございます。

○島本委員 大臣、私はいまのことばを聞いて、いまの質問はこれでやめたいと思うのですが、これは意見を聞くのですか、協議するのですか、同意を得てやるのですか。私は、同意を得てやるというなら、それでよろしいと思つて、法律には意見ということになっておりませんか。意見では、聞きおく程度にされては困る、せめて協議はどうだろ、もう同意を得てとすれば、これはりつぱなものである、こういうふうに思つておられるわけです。これはいまの厚生大臣の答弁で、私はドリオドを打っておきたいと思つていますが、これはやはり同意を得て実施するんですね。

○内村説明員 先ほどの経過がどうかと、御質問にからんでおりますけれども、歴史的に見まして、自動車の排気ガスにつきましては、運輸省のほうで道路運送車両法というものに基づいてやってきたということが歴史上あるわけでございます。そういう経過もございまして、結果として、こういうふうな形になつたわけでございます。法律上は意見を伺うということになつておりますけれども、その意見は十分尊重していか、そういう面のエキスパートでございます。その意見は十分尊重してまいるといふことになつております。

○島本委員 厚生省は環境基準や排出基準や国民の健康を守るためのいわば専門家なんです。金がないのは残念ですけれども、一応専門家です。しかしながら、やはり運輸行政は多岐にわたつておりますから、これは運用のためにやむを得ないのだ、こういうふうなままの御答弁だと思つておられます。それであるならば、もうこの意見ということは、同意ということと同意なんだ、こういうふうに解釈して、実施の万全を期しておきたい、こういうふうに思つておられます。イエスカノーカそれだけ……。

○内村説明員 法律上は、法律上のことばがきまつておりました、意見というものを同意と同じであるというふうには解釈できませんが、運用上は、同じように十分尊重してまいるといふことであります。

○島本委員 ではその意見は、同意なしにかつてにはやらないということですね。

○内村説明員 その意見と反したことはいたさないと思つておられます。

○島本委員 必ずその意見を取り入れて実施する、こういうふうに理解していいですね。

○内村説明員 意見は十分に取り入れる所存でございます。

○島本委員 それによつて、私は、ただ単に、意見を聞くということになつておられるに若干の不安を感じたのです。これよりも協議がいいじゃないかというふうに私も思つておられます。しかし何よりもいいのは、同意を得なければならぬ、が一番いいのです。専門家ですからね。そういうふうなことで、今度は運輸行政を完全に公害の発生源でなくする——自動車の場合は特に、こういうふうなお考えであるならば、これで私の杞憂は雲霧消散するわけです。最後にもう一言いりますが、意見を聞くということ、同意を得なければやらないということ、これは、同意を得なければ完全に理解しておきたいと思つておられます。くだいようですが、もう一回はいと言つてくだい。

○内村説明員 たびたび申し上げましたように、一つの法律上のことばでございますから、それを無視した形にもできません。しかし、実際上は、十分に意見を尊重してまいりたいと思つております。それを取り入れてやることについては間違いないことではあります。

○島本委員 大臣と政務次官と、いわば個々であるならば、われわれとしては、国会に対しての責任追及はあくまでもできませんが、皆さんの場合は、いかにたんのうでございまして、大臣がだめだと言つたならば従わなければならない立場にあるのじゃないかと思つておられます。大臣と政務次官と同意見である、こういうふうなこともあわせて確認しておきたいと思つておられますが、この上下の關係で、まさか意思の疎通を欠くことはございませぬ、どうですか。

○内村説明員 意思の疎通を欠くことはございませぬ。

○島本委員 もう一回、運輸政務次官の格調の高い御答弁をいただきたいと思つておられます。

○金子政府委員 島本さんの御心配の点はよく承知いたしましたので、運用上、必ず御意見を尊重して、御意見の趣旨に従つて運用するということをご参事官が申しておるのでございませぬから、それによつて御了承願ひたいと思つておられます。

○島本委員 次に進ませてもらいます。先ほどから、いろいろと脱硫装置の研究促進の問題、燃料規制の問題等についても質問がございまして、皆さんの考え方もある程度わかりました。この排出基準は、煙の場合は、大気汚染防止法案の中で最も強化されなければならない問題だと思つておられます。そして、現在のところでは、いわば企業が文句を言わない範囲内で強くできる、しかしながら、やはり文句を言う範囲では規制できない、いままでではそういうふうな運営されてきておられるわけです。これは告示などによつて、強力にこの規制措置をきめてしまつたほうがいいのじゃないかというふうに思つておられますけれども、現在のところでは、排出基準について、告示

をもつて強力に行なつておられる都市はどこどこでございませうか。

○武藤(瑞)政府委員 現在、四日市地区と川崎地区については、ほかの地区よりもきびしくいたしておられます。

○島本委員 したがって、四日市と川崎地区だけは他のほうよりきびしくやつておられる、こういうことになつておられますけれども、四日市市と川崎市は他のどの都市よりも一番公害がきびしいのです。これはもう排出基準をきびしくすればするほど、公害の発生は高くなるのですか。これは逆論になりますけれども、いまあなたは一ツの市をやつておられるとおっしゃいました。二つの市をやつておられるならば、これによつて公害は発生し得なくなつておられるのではないかと、私は思つておられますが、いま四日市も川崎も一番多い都市だ。それだつたら、強力に排出規制をやつていないといふことに結果的になるのではないかと。そうじゃないのだ、煙突がよけい過ぎて幾らやつてもだめなんだ、そういうふうなことであるならば、これに對してもつと基準の強化が必要になるのではないかとおもうのです。いま偶然でしようけれども、四日市と川崎、ここだけは強力な告示により規制をやつておられるのだという話のようございませぬけれども、その都市だけがどうも公害都市といわれるゆえんのものがない。もしそれがほんとうだとすれば強力にやればやるほど公害はよけいになるのではないかと、結果論ですけれども……。そういうふうになつてしまふことは残念に思つておられますが、これはどういふわけですか。

○武藤(瑞)政府委員 排出基準の強化につきましては、先生のような立論でやつておられるわけではございませぬが、もちろん一般的な地域についても、もつと排出基準を強化すべきだろと思つておられます。それから、現在の四日市、川崎等についてもなおさら検討すべきだろ、かように考えておられます。

○島本委員 そうすると、これは厚生省のほうではそういうふうな考へておられる、そのとおりには



らないようなんです。大気汚染を防止する。これが特定の排出源であるならば、これは私害である。しかし、それが公然一体になって、何が何だかわからない、その原因を探求するのだ、こういうふうになれば、一県、一市というふうなものだけではとうていやれない。すなわちこれはもう広域汚染対策を強化しなければならぬのだ、こういうふうになってきますと、一県や何市かでだけやったら、これはとうてい実感があがらない。そうすると当然国がその面に対してはタッチするのにならぬのじゃないか、こういうふうに思うわけなんです。私は、佐藤総理が意外に公害対策には熱心でございましたから、大蔵省もこの点は十分カバーしておったのじゃないか、こういうふうに思っておりましたところが、何か予算が削られたかのような答弁がございまして、広域汚染対策の強化について、こういうふうな補助や委託費を出すこと、こういうふうなことは不必要と認められたのかどうか、大蔵省の主計官にお願いしたいのですが……。—厚生担当の主計官来ていないと、困るじゃありませんか。

○山崎委員長 速記をとめて。  
〔速記中止〕

○山崎委員長 速記を始めてください。  
○島本委員 では、大気汚染関係のやつは関係主計官が来るまで、このまま留保させていただきます。

特に騒音規制法案について、逐次伺ってまいりたいと思っております。

この騒音規制法案によりまして、やはり一番問題になってくるのは飛行場の騒音じゃないか、こういうふうに思います。先ほどもこの問題に対しては十分議論を尽くしたようでございますけれども、あれだけでは、ちょっと私自身納得できないのです。今後のためにも、ひとつもっと詳しく私の騒音の対策強化の件です。公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律が昨年できました。それによって——防衛庁で

は当然基地周辺に関する法律がございすから、民間では現在のこの公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止法、こういうふうなところと二つセットになって、十分その実をあげることもできる、こういうふうに私もは理解しておったわけなんです。しかし一たんでき上がったとしても、依然として飛行場の騒音の問題としてあげられてくるわけなんです。これは、運輸省では、公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律ができた以後、どのように措置をまいりましたか。この一年間の措置状況について、簡単に御報告願いたいと思えます。

○梶田説明員 お説のように、昨年、五十五国会におきまして、航空機の騒音防止法が成立いたしました。それ以後、まだ一年足らずでございますが、昨四十二年度の予算といたしましては、三億円が、この法律に基づきますいろいろの公共用飛行場周辺におきまして騒音対策費として計上されたわけでございます。その内訳は、大阪並びに東京の両国際空港周辺におきまして小中学校に対する騒音防止工事がおもなものでございまして、その他に大阪国際空港周辺におきまして、法律に規定がしてあります共同利用施設の助成として二カ所助成を行なったのが現状でございます。なお四十三年度、今年度の予算は、すでに御承知と思えますが、五億三千万円でございます。これにつきましては、目下大蔵当局と実施の承認についていろいろ検討、折衝いたしておるわけでございますが、私どもの考え方としては、東京並びに大阪の両国際空港周辺におきまして小中学校を対象に防音工事を進めたい、さらに大阪の周辺はああいっような立地状況でございますので、あわせて共同利用施設の助成も行ないたい、かように考えております。

○島本委員 同じ騒音規制法の中でも、特に航空機騒音というものは、この問題だけは別になっておるわけなんです。別になっておるには、必要な法律がありまして、その法律に基づいて政令なり規則なり、こういうふうなものによって完全に措置す

るから、いわばこれも一種の公害実法の一つになっておるわけなんです。実法法ができて、依然として、大阪国際空港の周辺ではもう被害者があとを絶たないのみか、だんだんふえてきていて、これはどうもおかしいのではないかと私は常々思っているのです。これはいかがなものかと思っております。それができてから政令第二百八十四号が出されておられます。これによりまして、それぞれ必要な措置を講じて、そして防音装置に対する施設補助なりいろいろ指導をなさっておられるようでありまして、それをやっておるにいかかわらず、被害者がまたずいぶんふえておる、これも私からいって一つの問題なんですけれども、まだ何かこの辺に抜けておるものがあるのではないかと、もしあるならば、この際それをはっきりとえぐり出してその対策を講じなければならぬ、こういうふうに思うわけなんです。そして航空機騒音の防止工事の対象となる施設、こういうふうなものに対しては、政令でどのように規定してありますか。

○梶田説明員 御指摘のように、政令の第二百八十四号によりまして、公共用飛行場周辺におきましていろいろの騒音防止施設について、各条項を規定いたしております。御指摘のように、最近におきましても、依然として両国際空港周辺の住民の方からいろいろ苦情が引き続きおるわけでございますが、私どもの考え方としては、飛行場の騒音は非常に大きいものでございまして、飛行場付近住民の方々には非常に御迷惑をかけておるわけでございます。昨年法案審議の際におきましても、学校の防音工事、これは人間の教育といったものが最も基本であるから、まず最優先して措置すべきではなからうかということ、それから病院あるいは診療所、そういったものについても、これも健康の回復ということに関して基本的なものじゃないかならうかといった問題、そういったものを勘案いたしました、最も緊急を要する部面に対する措置から考えようじゃないかということ、現在までできておるわけでございます。それで、政令の中では、学校、病院等に類する対象としたしま

して、保育所だとかあるいは精神薄弱児の通園施設だとか、そういったものを規定いたしております。それから、先生御指摘の、特に大きな問題は何かということでございますが、現在一番問題になっておるのは、この法律とは直接関連いたしません、テレビの受信障害に対するいろいろの苦情でございます。これも本委員会におきまして、従前いろいろ御説明申し上げておりますけれども、まだ結論には至っておりませんが、早急にテレビの受信障害についても何らかの措置をとりたいということ、せっかく努力中でございます。

○島本委員 わかりました。この政令で定むるいろいろの補助範囲、こういうふうなものについては、学校教育法によるのと医療法によるのと、またはそれに類するもの、こういうふうになっておりますが、これは私はよくやったとほめておる。ただ、このほうに保育所があるという御答弁でございますが、保育所に対する予算は組んでございませうか。

○梶田説明員 先ほど御説明申し上げましたように、昨年度から初めてこういったいろいろの措置に對する予算が計上されたわけでございますが、現在までの段階におきましては、最も基本になります学校教育の面に対するいろいろの助成というのが先決でございます。正直申し上げまして、いまだそういった診療所あるいはいろいろの医療関係の施設等には及んでいないというのが現状でございます。

○島本委員 やはり法律ができており、政令もできておりました、その準拠する根拠がはつきりしてはいるのですから、それによってなせ予算を組んで完全にやれないのか。これはやはり大蔵省がうんと言わないのですか。政令にまで定められ、法律にまで規定されているものに対して、どうして予算措置がとれないのですか。

○梶田説明員 実は私も法律が成立いたしました以後、各地元に対しましては、法律の趣旨その他につきまして十分御説明を申し上げておるわけ

でございます。また先ほどの御指摘のように、政令等も公布いたしましたので、各市町村等につきまして説明会等も催したわけでございます。ただ、今日まで病院あるいは診療所等について、こういう防音工事をやりたいからという具体的な申請をまだ私どもとしては受け取っておられない段階でございます。そういう経緯もございまして、現在までの状況は、学校に対するもの、あるいは共同利用施設の助成といったものになっておる次第でございます。

○島本委員 病院なんかはその必要を感じないのですか。

○梶田説明員 当然その必要は感じておられると思いますが、まだ具体的には、そういう申し出を受けておりません。

○島本委員 それは十分説明をしてやる必要があると思っております。

保育所と、それから乳児院、こういうようなものについては、対象に入っておりますか、おりませんか。

○梶田説明員 保育所は、先ほど申し上げましたようなことで、私どものほうでは入れておりません。それから乳児院は現在入っておりますが、これはいろいろ問題があるかと思っておりますが、さしあたり対象にするかどうかの大まかな基準をいたしましては、医療を施すもの、あるいは教育訓練等を施すかどうかといったものを基準にいたしまして、学校、病院等に類するものの施設をきめたわけでございます。今後の検討材料ではなからうか、かように考えております。

○島本委員 今後の検討材料ということになりますと、公共の施設に対しては、全部これは検討してもらわないといけないと思っております。たとえば身体障害者更生援護施設、これは身体障害者福祉法、昭和二十四年十二月二十六日法律第二百八十三号、第二十七条第二項に規定する身体障害者更生援護施設というものがございまして、こういうようなもの等についても、当然その対象として考えてもしかるべきじゃないか、こういうふうには思

います。第二番目は助産施設、これは児童福祉法、昭和二十二年十二月十二日法律第六十四号、第三十六条に規定する助産施設ということになっておりますけれども、この助産施設等についても十分考えてやったほうがいいのではなからうか。第三番目は、いま言った乳児院です。第四番目は精神薄弱児通園施設、これも児童福祉法第四十二条の二に規定する精神薄弱児通園施設ということになっております。第五番目は虚弱児施設、これも児童福祉法第四十三条の二に規定する虚弱児施設、それから第六番目は有床診療所、これは現在の第一条第二項に規定する有床診療所、これは現在のベットの幾つ以上でなければ対象にしないというふうなことでなしに、有床診療所も対象にすべきである。同時に、第七番目は有床助産所、これは医療法第二条に規定する有床助産所でありまして、こういうようなもの等についても、公共の施設として、騒音から免れさせるために十分措置してやるべきが当然だ、こういうふうに思うのです。しかし、これまで考えておられないとすると、今後これに対しては対処してもらわないと困る。せっかく公害基本法による実施法ができて、こういうふうなところで画重点を欠いては何にもならぬことになります。ひとつ今後これを対象にし、補助並びにいろいろ指導の万全を期すお覚悟がございまして。

○梶田説明員 いま先生御指摘の中に、若干私ども対象にいたしております施設もございまして。たとえば精神薄弱児通園施設、これは現在対象にいたしております。しかしながら、いろいろたくさん施設のお話を伺ったわけでございますが、その大部分が現在対象外となっております。そういった面でも、現在の法律に基づきますいろいろな措置というものが、これで万全なんだということには決して考えておられないわけでございます。いろいろな面について、もう少し地域住民の方々のことを考えて措置する必要があるというところで、前向きでいろいろ検討してまいりたい。それから、こういったいろいろの施設がはた

して病院等に類するかどうかといった問題につきましても、今後引き続き政府部内で慎重に検討してまいりたい、かように考えております。

○島本委員 補助にかかる施設としていろいろございませうけれども、いま言ったのはやはりいいところ、どこにもかからないところにあるのです。だから見のがされるのです。見のがされていい問題じゃないのです。これは十分考えてやる必要があります。これを考えている経過、どういふふうになったかという点につきましても、私のほうに知らせてもらいたい、こういうふうに思いますが、お約束できましようか。

○梶田説明員 十分先生の言うとおりにいたします。

○島本委員 同じ問題で、基地周辺に関する施設庁の考え方を承りたいと思っておりますが、これは自衛隊の飛行場や駐留軍の飛行場、こういうふうなところに対しては、いまあげたような点に対する補助やいろいろな指導がなされておるかどうか、私は不敏にしてわかりませんが、防衛庁関係の方、施設庁関係の方来ておるはずですが、これはどうなっておりますか。

○山崎委員長 ちよつと速記をとめてください。

〔速記中止〕

○山崎委員長 速記を始めてください。

○島本委員 当然、民間の施設に対しては、空港周辺の航空機騒音による措置はこれによって講ぜられており、講じつつあるものもあり、将来またこういうような公共の施設に対しては十分の措置をする考えが、いま発表された。これは同じような問題が自衛隊や駐留軍のほうにはないのです。ですから、それが野方図になっては、これは一致いたしません。ですから、この問題は十分運携をとりたいながら対処してもらわなければならない。これはいま答弁しただけなのはまことに残念でありますけれども、後日また審議がございまして、そのおりに責任ある答弁を求めさせていただきます。こういうふうに思いますから、この問題に限っては中止をさせていただきます。

次は、同じ飛行場騒音対策の強化についてなすけれども、これは今後一般家庭のほうにまで、いろいろな補助なんかは広げていく必要が、たとえば大阪国際空港の場合などは当然あるのじゃないか、こう思います。しかし、現在は一般の家庭までそれは及ぼしておりますかどうか、また今後及ぼすつもりでありますかどうか。

○梶田説明員 付近の一般家庭に対して防音工事といった問題も、審議過程におきましては、やるべきではないかという御意見もかなりあったわけでございますが、あの周辺の民家すべてに対して防音工事をやるということになりますと、現在の財政状況のもとにおきましては、とてもたえられない程度の膨大な額になるのではなからうか、かように思いますが、日本が、それから第二点といたしましては、日本の家屋構造というものが主として木造でございます。効果的な防音工事というものがなかなか技術上困難であるといつた面もございまして、現段階におきましては、一般民家の防音工事にまで踏み切ることは考えておりません。ただ、一般住民の方にしんぼうしろということは、まことに住民の方々に對して申しわけないのでございまして、そういった面からいたしまして、せめて共同の利用施設、共同で学習しあるいは休養する、そういった共同の利用施設を設置し、その際には補助金を出しませうというところで、先ほど申し上げましたように、昨年度二カ所、今年度も二カ所程度のものを、共同利用施設としての設置に對して助成をいたしてまいりたい、かように考えております。

○島本委員 この問題等につきましましては、今後騒音の対策の強化という点はいろいろな形で出てまいります。十分対処してもらいたいと思うのです。いままでおつた人が、飛行場ができ、それが国際空港となつて、今度はジェット機が着着するようになり、自分は好んだのじゃないけれども、もういたたまれなくなる。飛行場ができてからうちを建てた人は、その事情は十分知っているから、まずいいかもしれない。よくはないけれども、い

いかもしれない。しかし前から住んでいて、そこへ飛行場ができて生活環境がいっぱい音によって汚染されたという事は、これは当然考えてやらなければならぬ問題じゃないかと思うのです。当然こういふような問題も重大問題になってくると思います。この点も十分対処しておいてもらいたい、こういうふうにも思います。これは大蔵省関係では、こういうふうな問題では、どう考えていなさるのでしょうか。

○福島説明員 私から、直接の担当でもございませぬが、かわりましてお答え申し上げます。

騒音の被害防止のために、これを一般家庭に及ぼすことにつきましては、これは一般の補償の基本的な法律的な見地からも、かなり問題があるかと思ひますし、また当然財政上の負担からいっても非常に大きな問題があるかと思ひます。そういうことで、現在、特に公共施設のうち重点的に措置すべきものとして、学校とかあるいは医療施設とか、そういうものについて優先的に防音装置についての補助を実施しておるわけでございます。なお、そのほか、防衛庁関係といたしましては、特に騒音の程度のひどい特定飛行場の周辺につきましては、その住民のこうむる障害の軽減をはかるために、場合によってはその飛行場の周辺の一定の区域に一定の基準によって移転の補償をするといったような形におきまして、間接的ではございますが、住民の被害の防止に資しておる次第でございます。

○島本委員 私はいまここで一つ聞いてみたいことがあるのです。それは皆さんの場合は、常に飛行機を利用される人も多いと思ひます。そしておそらく北海道へ飛行機で行っておられると思ひます。千歳の飛行場へおりますと、すぐあの目の前に旧海軍砲台のあとがそのままにまだに残っているわけですね。飛行場から国鉄の線路をはさんで、すぐそばにそういう地域があるわけですね。そして昭和三十八年の六月に、そこで遊んでいる子供が中の穴にはまって、その穴には水が入って、おつた、こういうふうなことで、溺死しております。

そしていわゆる非行少年のたまり場である。早くこれを措置してもらいたい。そしてそのあいた土地は、市のほうでも利用したいから払い下げてもらいたい、こういうふうなことが数年連続けられておる。こういうふうなことを承っておるのではない。しかしいまだにそれがどうなったのかかわからない。私も来るのときに見てまいりました。きのう十分見てまいりました。まだ戦争が終わったままだ、まっ黒に塗られたままに放置してあるのです。これは市のほうで払い下げたと言つても払い下げない。そのままにして醜態をさらす。非行少年のたまり場になつておる。こういうふうなことは、ちょっと厚生大臣としても許されぬのではないかと、さういふふうにも思ひます。

○市川説明員 お答えいたします。

いまのお話にありました点を財務局で確かめてみましたところ、この財産は現在在日米軍に提供として使われておるといふ弊害があるというところ、市の当局といたしましては、これを公園にしたいというふうな希望があるようでございますが、そのような希望は、大蔵省としてはまだ正式に聞いておりません。もし正式に市のほうから、具体的な事業計画をもちまして、そのような希望がありましたときには、私も検討いたしましたし、防衛施設庁を通じて、米軍側に返還方の申し入れをするという段取りにならうかと思ひます。米軍に返還の要求をいたしますのは、これは防衛施設庁でございますので、具体的な問題になつたあとで、施設庁ともよく相談いたしまして、返還の可能性の有無——可能性が全然ないの

であれば返還要求もできませんので、そういうことも含めて検討した上で、具体的な措置をとりたいと考えております。

○島本委員 これは私も伺つたところによりまして、自衛隊のものではない。すでに旧海軍砲台と、これはすべて大蔵省の所管にかつておるものであつて、駐留軍の所管のものではない、こういうふうな承つておつたのです。これはだれが所管して、ああいうふうな醜態をさらしておるのですか。大蔵省ですか、駐留軍ですか。

○市川説明員 所有権は大蔵省にございます。しかし在日米軍に、米軍の施設といたしまして提供中のものがございます。したがしまして、現在の直接の管理権は在日米軍にあります。

○島本委員 あの砲台とは、いま私が言つたように、非行少年のたまり場になつておる。あそこに行つたら、芸術的な絵がかいてあつたり、私行つて見てまいりましたが、中に大きい穴があつて、水がたまつておつた。そしてあれはまさに好まからざるかっこうのたまり場です。それもそのままになつておる。それで、市のほうは、いままで何回も要請してあるというのですが、これを撤去しない理由は何があるのですか。あれは何かに使つたために撤去しないのですか。それとも、管理しているのであれば、米軍に要請して、ああいうふうなものも早く取つてしまつてしまつたほうがいいのではないかと、さういふふうにも思ひます。

○市川説明員 ただいま御質問の新幹線の騒音防止対策、これは今回の騒音防止法の中に入つておると思ひます。まずその理由の一つとして、現在東海道新幹線についてどういふふうな騒音防止対策をとられておるかというのを御説明申し上げます。

○島本委員 次に移ります。新幹線と高速道路に対する騒音対策は、騒音規制法の中に入つておると思ひます。おらないとすれば、その理由を承りたいと思ひます。

○内村説明員 ただいま御質問の新幹線の騒音防止対策、これは今回の騒音防止法の中に入つておると思ひます。まずその理由の一つとして、現在東海道新幹線についてどういふふうな騒音防止対策をとられておるかというのを御説明申し上げます。

現在、東海道新幹線の騒音防止に關しましては、まず設計計画当初から、あるいはロングレールを採用するとか、あるいは駆動軸車の音を抑制するとか、あるいはロングスカートを使いまして、床下の機器の騒音を防止するとか、あるいは市街地につきましては防音壁の設置、こういうふうな措置をとつてまいりましたわけでございます。

なく、早く撤去させたほうがいいのではないかと思ひます。こういうふうな点については十分やらなければいけないのではないかと思ひますが、このままにしておきますか。

○市川説明員 在日米軍に財産を提供する場合、これは国有財産の場合もございまして、民有財産の場合もございまして、提供いたします責任の官庁は防衛施設庁でございます。いまの件につきましては、施設庁と今後十分に検討いたしまして、必要に応じて適切な措置をとりたいと思ひます。

○島本委員 くだいようですが、防衛施設庁のほうでは、大蔵省のほうだと言つておるのです。うちのほうは関係ないと言つておるのです。防衛庁の人、さういふふうな話しておいてください。課長ですら、両方とも政府委員でしよう。それでは、これもあとで十分措置をしてください。こういうふうな問題をそのままにしておいてはいけません。

○市川説明員 所有権者でございまして、責任をのがれるつもりではございません。施設庁と十分に協議いたしまして、しかるべき措置をとりたいと思ひます。

○島本委員 次に移ります。新幹線と高速道路に対する騒音対策は、騒音規制法の中に入つておると思ひます。おらないとすれば、その理由を承りたいと思ひます。

○内村説明員 ただいま御質問の新幹線の騒音防止対策、これは今回の騒音防止法の中に入つておると思ひます。まずその理由の一つとして、現在東海道新幹線についてどういふふうな騒音防止対策をとられておるかというのを御説明申し上げます。

現在、東海道新幹線の騒音防止に關しましては、まず設計計画当初から、あるいはロングレールを採用するとか、あるいは駆動軸車の音を抑制するとか、あるいはロングスカートを使いまして、床下の機器の騒音を防止するとか、あるいは市街地につきましては防音壁の設置、こういうふうな措置をとつてまいりましたわけでございます。

れでなおその閉通後も騒音があるという状態に  
かみまみして、さらに学校であるとか病院であ  
るとか、そういった個所については防音施設をつ  
く。それから変電所については防音構造にする。  
あるいは工用用の低圧配線、こういうものにつ  
いても防音対策をはかる。こういうことを実施し  
てまいったのでございます。そういうふうなこと  
によりまして、ある程度の騒音の防止というもの  
は果たせておるのではないかと、いろいろ考  
えておるわけでございます。今後とも学校とか病院と  
か、そういうものの存在する個所、あるいは市街  
地の民家の密集して居る場所、こういうところ  
については防音壁の設置を推進してまいり、こ  
ういふふうな考へておるわけでございます。た  
だ、これだけで必ずしも完全ではないかもしれ  
ないというところでありますので、今後は公害  
対策基本法に定めております環境基準とい  
うもの設定につきまして、厚生当局とも十分  
密接な連絡をとりまして、そういうものを設  
置したい、そしてその間に、その結果必要と  
あれば、所要の措置を講じてまいりたい、こ  
ういふふうな考へておるわけでございます。

また、なお今後の山陽新幹線の建設にあたり  
ましては、鉄げたの橋をなくすとか、あらかじめ防  
音壁を必要個所につけるとか、車両の床下の機  
器をカバーするボディマウント方式をとるとか、  
そういうような機器の開発、こういう面から  
十分に措置を講じてまいりたい、こういうふう  
に考へております。

そういうところで、それではなぜ騒音規制法か  
ら落ちたのだという御質問かと思ひますが、その  
点につきましては、まず騒音を規制するとい  
うことになりまして、一体どういふ騒音をどうい  
ふに規制したらいいのかが問題でござ  
います。そこで公害基本法に書いてござ  
います。それで、いわゆる環境の保全とい  
うこととそれから経済発展との調和とい  
うことが公害基本法の定めるところでござ  
います。なかんずく、鉄道、新幹線  
というふうなものにつきましては、公共的使  
命も

非常に大きいものでございます。したが  
いまして、その措置のとり方あるいは補償措置が非  
常に要るというふうな場合には、これがひいては運賃に  
ね返ってきますので、国鉄財政に非常な負担を  
もたらすということも考へ得るわけござ  
います。したがって、そういうことも慎重に検討  
いたしませんと、どういふふうな形にしてい  
いか、その形が明確にならぬといふふうなことから、今  
回はこの法律には盛り込まないといふふうな経緯  
になっておると存じております。ただし、そ  
れだからといって、放置して居るわけではな  
く、ただいままで申しましたように、諸般の防  
音対策を進めてまいりたい、またま  
いって、こういうこととあります。

○島本委員 今までは新幹線ができて  
予想しないでそこに住んでおられた人、新幹  
線ができてから家を建ててその近所に行  
った人、二とありまして、それぞれ立場が  
違ふのじゃないかと思ひます。その人たちは、  
きてもらいたくない、その辺へ住んでない  
かもしれない。しかしながら国の考へ方によ  
つてそこへできた。こういふこと、その騒音  
のために悩まされるということがあつては  
いけないし、それはやはり措置は講じて  
やらぬといけないのじゃないか。厚生省は、  
こういうふうな基準の設定だとかいろいろ  
な指導なるといふ場合には、専門家です  
から、よく連携をとつて、これは指導して  
やるべきだと思ひます。

この新幹線や高速道路というふうな  
ものに対して、各地で別に訴訟やトラブルは、  
いまのところ全然ございませんか、現状をお聞  
かせ願ひたいと思ひます。

○内村説明員 私も具体的にどこそ  
こというところは存じておりませんが、若干  
そういうものはあるように聞いております。

○島本委員 そういうふうなれば、な  
おさら、それに対してはつきり対処して  
やつたほうがいいんじゃないかと思ひます。  
それで、次管もおりますから、御承知の  
ように航空機の場合には、民間

航空港周辺の航空機騒音による法律が  
特別立法としてできて居るわけですが、公  
害基本法に對する実施法としてできて居  
るわけですが、いま単に新幹線と言つて  
居りますが、これは飛行機に追いつくよ  
うなスピードの列車ですから、当然音も  
相当なものであり、これからの利用も  
拡大する傾向にあるのじゃないかと思ひ  
ます。それは文に對しては重要な一つの  
利器でございまして、しかしながら周辺  
に住む人の健康の状態、生活環境を考  
へると、やはりこれはそのまま野放し  
でいいということにはなりません。それ  
は特にこの騒音規制法に盛り込まない  
という理由があるならばあるでよろしい。  
民間の飛行機の場合に對しては規制も、  
いわゆる特別立法になつてきております  
から、新幹線というふうなものに對する  
周辺対策として、では特別立法を飛行機  
並みにつくつてみるのも一つの対策じゃ  
ないか、こういうふうに思ひますが、そ  
ういふふうな考へ方は持つておりませ  
んか。

○内村説明員 先ほど申し上げました  
ように、いままである程度の対策をやつ  
て居りますが、今後さらさら環境基準  
というふうなものを、環境の保全ある  
いは経済発展との調和という見地から  
十分詰めて、それによつてしかるべき  
方法が必要であるといふことになれば、  
それに従ひたい、このように考へて  
おります。したがって、その規制措置の  
方法もきまるといふふうに考へて  
おります。

○島本委員 その規制措置は何によつて  
講じますか。

○内村説明員 これは現在まだ確と、  
この方法によつて、先ほど申し上げ  
ましたように、新幹線の騒音と申し  
ますのは、あるいはレール、路床、そ  
ういふところから出るもの、あるいは  
機器の構造自体から出るもの、そ  
ういふものもございまして、そういう  
ふうなものも兼ね合わせながら考へ  
ていかなければならぬといふこと  
で、ある意味においては、国鉄の  
建設規程等になじむ部分もあると

存じますし、あるいは車両構造の規程  
になじむ部分もあると存じます。したが  
いまして、そういうものも総合的に考  
へまして、しかるべき措置を講じて  
まいりたい、こういうふうな考へて  
おります。

○島本委員 まだそれはつきりして  
いない、しかしながら、やはり騒音  
規制法の適用を受けておらない、こ  
の中に入つておらない。そうだとす  
ると、いま野放しである。これから考  
へて実施したいというふうな考へ  
のようです。もうすでにこの問題に  
對して訴訟さえも起きている例が、  
関西方面にあるわけではござ  
いませぬか。これはやはりはずす  
ならぬだけの理由がある、私は好意的  
に考へます。そうだとするならば、  
この裏づけは、いつでもこれを審議  
する場合に持つていない、片手落ち  
です。何か厚生省の鼻息をうかが  
うのがいやで、セクト主義を出して、  
おれはおれでやるのだといふよ  
うな一家意識を出して、こうい  
ふのじゃないかと疑われても  
しかなかったが、はい、これは  
はつきりした基準を聞いても、まだ  
ない、これから考へる。飛行機並  
みに特別立法を考へるかといふと、  
それさえも考へていないよ  
うです。飛行機で考へられるの  
だから、新幹線だって考へられ  
ないわけはないじゃありませんか。  
これから北海道まで、青函トン  
ネルを通して札幌まで延びる  
でしょう。どこまででもい  
くのですから、これは特別立法  
にして、飛行機並みに考へても  
よろしい、騒音の規制やなん  
かちゃんとして、でもよろしい、  
こういうふうに考へるのです。  
政務次官どうですか。

○金子政府委員 御意見も  
つとものように承ります。ただ新  
幹線の場合は、技術的に解決する  
問題があるといふようなこと  
で、いろいろ検討を続けて  
おるのでございまして、環境  
基準について、やはり厚生省  
とよく相談いたしまして、ひ  
とつと島本先生の御要望にこた  
えるよう努力いたします。

○武藤(瑞)政府委員 たい  
だいまの新幹線や高速道路  
の騒音問題につきましては、  
この法律を立案する段階で、  
運輸省当局あるいは建設省  
当局とも検討が行なわれた  
わけでございますけれども、工

○島本委員 たいだいまの新幹線  
や高速道路の騒音問題につ  
きましては、この法律を立案  
する段階で、運輸省当局あ  
りては建設省当局とも検討  
が行なわれたわけではござ  
いませぬけれども、工

○武藤(瑞)政府委員 たいだいま  
の新幹線や高速道路の騒音  
問題につきましては、この法  
律を立案する段階で、運輸  
省当局あるいは建設省当局  
とも検討が行なわれたわけ  
ではございませぬけれども、工

○金子政府委員 御意見もつともの  
ように承ります。ただ新幹線  
の場合は、技術的に解決する  
問題があるといふようなこと  
で、いろいろ検討を続けて  
おるのでございまして、環  
境基準について、やはり厚  
生省とよく相談いたしまし  
て、ひとつと島本先生の御  
要望にこたえるよう努力  
いたします。

○武藤(瑞)政府委員 たいだいま  
の新幹線や高速道路の騒音  
問題につきましては、この法  
律を立案する段階で、運輸  
省当局あるいは建設省当局  
とも検討が行なわれたわけ  
ではございませぬけれども、工

場騒音や建設騒音とまた別の違った、いわば飛行機に近いような特別の騒音でございまして、どういふふうな法的な制度をつくるか、あるいは技術的な制度として、いま運輸省のほうから御説明がありましたように、検討すべき点もございましたので、この法律と同時に対策ができなかったことについては残念でございましたけれども、前向きに関係省でやるということに現在なっておりますので、もうしばらく御猶予願いたい、かように思います。

○島本委員 これは、ついでに厚生省のほうに伺っておきますが、市街地における交通騒音、これは排気ガスと同様に相当ひどいというデータがあるわけでありませうけれども、この市街地の交通騒音対策というものは、この騒音規制法の中で、具体的にどういふふうに考えられておりますか。

○武藤(瑞)政府委員 市街地における交通騒音の問題につきましては、騒音規制法を当初考えます場合に、いろいろ検討したわけでございまして、現在道路交通法で、運転者の義務といたしまして、それぞれ義務が課せられておりますし、また各都道府県あるいは市町村におきまして騒音防止条例等では、細部にわたって規制をしている点もございまして、それから法律で直接騒音の見地から交通取り締まりをやるということが、また影響するところは多々ございまして、この法律では取り上げなかつたわけでございまして、たゞいま御説明いたしましたような関係で、直接的にこの騒音規制法には入らなかつたわけでございまして、道路交通法の運用の問題あるいは条例等の問題で、この問題の指導をいたしたい、かように考えております。

○島本委員 この中で画期的——画期的というものは何ですけれども、なかなか目新しいのに、二十八条の「深夜騒音等の規制」というのがあるのです。これはわれわれはいつも耳にし、青少年の教育上の問題としても重要視されている問題です。この「深夜騒音等の規制」、二十八条に盛り込まれている意味の重点はどこなんですか。

○武藤(瑞)政府委員 第一には、騒音規制法では、工場の騒音それから建設騒音、この二つを取り上げておるわけでございまして、そのほかのいわゆる雑騒音と申しますか、そういう問題につきましては、現在各府県または市町村等でいろいろ取り締まりが行なわれているわけでございまして、そういう点につきましては、二十八条ではより積極的に、地方公共団体が地域性に応じて措置を講ずるよう、規定をうたつておるわけでございまして、その中でも、先生御指摘の飲食店営業等にかかると深夜における騒音、最近住宅地帯等にございまして飲食店を営業することによりまして、飲食店そのものから発する騒音ではなくて、そこに深夜集まる自動車あるいは人の騒音、または夜おそくボーリング場とかあるいはその他の遊技場等で直接、またはそこに車で乗りつけるために、住宅街の住民はよく眠れないという状況が各地にあるわけでございまして、そういう点につきましては、その地域性を考えて、地方公共団体が、たとえば営業時間を制限するというような条例をつくりまして、積極的に地域の住民の生活環境を守ることが必要でございまして、このように規定を積極的に置いたわけでございまして、

○島本委員 私はそれはいいと思うのです。それと同時に、同じ騒音の中でも、この取り締まりがどこのか、指導がどこのか、ちょっとわからぬ問題の一つとして、若い人である車のマフラーをはずして高い音を立てながら走っていく、あるいは騒音は、夜であればあるほど影響も大きいのですが、これは一体どっちのほうか指導することになるのですか。

○武藤(瑞)政府委員 自動車の直接的なそういう問題の取り締まりにつきましては、警察当局が当たることになっております。

○島本委員 深夜騒音等の規制まではつきり考えられたというところは私はいいと思う。これはぜひぶん要望もあつた件ですから、これに十分意を注いだということ、私は、進歩だ、前進だ、こういうふうに思っております。しかしこれはたまたま

に書いただけのおまかせしておいたんでは実があらがりません。これに対しての指導も的確にやらなければならぬ、こういうふうに思うわけなんです。その点に対しては手抜かりなくやってほしいと思つておる。その点はよろしくございませう。

○武藤(瑞)政府委員 御指摘のように、強力に進めてまいりたいと思つております。

○島本委員 辻さんいらしてありますね。どうも御苦勞さまでございませう。先ほどからちょっと聞きたいことがございまして。いま大気汚染防止法案が出ておられます。大気汚染防止法案の中で、広域汚染対策の強化、京浜だとか阪神、中京地区、それから北九州、こういうふうに見ますと、一つだけ、また一都道府県だけでやれる問題ではない場合が多い。横浜せんそくといわれながら、これは川崎なんだ、こういうふうにいわれて、いろいろ苦情を申し出る人もある。そこに煙が全部集まってくる。高煙突にしたり、こういうふうな指導をすればするほど、遠くに流れてしまふ。遠くへ流れたら他の府県まで入ってしまうおそれも当然ある。そういうような点は、高煙突にすればするだけ拡散の率が高くなりますから、そういうふうなおそれ等については、十分これを監視指導するのになければならぬ。そのためには、国が都道府県に、おまえらだけでやんなさいといつても、これはどういふ問題ではなかりやうと思つておる。そうすると勢いこれは国が委託してやらせるか、または十分それに対して措置をしてやる、こうでなければ実効があらぬのではないかとおもうのです。いまいろいろ聞いておりましたところ、この広域汚染対策の強化は考へておるけれども、予算面ではいろいろ差しざわりがあつて削られた、こういうふうなことなんですけれども、大蔵省では、ことに佐藤総理も、公害基本法ができて、それ以後実施法ができてきた、それで懸案になつておる問題は全部実施法で解決するんだ、こういうふうな前向きな姿勢を示したわけなんです。大気汚染防止法案も、その実施法の一つとして出てきた。その内容の広域汚染対策の強化

という点も重要な問題である。しかしながら、一つの市だとかあるいは県だとか、それから直接やるような問題に対しては、やはり国が直接やるか、また国が指導してやるか、補助してやるか、こういうふうな措置を十分講じて、公害の絶滅を期さなければならぬ、またこういう調査も十分しなければならぬ、こういうふうなことなんです。何のためにこの予算を削つたのか、この予算を認められなかつたのか、この理由がはっきりしなかつたわけなんです。この点について説明を願いたいと思つております。

○辻説明員 御承知のように、大気汚染関係の問題といたしましては、ばい煙の影響でございまして、あるいは大気汚染の状況でございまして、か、あるいは基礎的な調査は国が直接やっておるわけでございまして、それから第一線の監視業務は地方団体の仕事になっておるわけでございまして、これは設備の補助をやつておるわけでございまして、ただいま御指摘のございましたように、二つ以上の都道府県にまたがります監視の体制につきましては、いろいろ問題もあらうかと思つておるけれども、関係の地方公共団体におきまして、連絡を密にされて調整をはかるといふようなことも可能でございまして、直接国がやるという考え方はとらなかつたわけでございまして、したがって、先ほど申し上げましたような基礎的な調査と、それから地方監視設備に対しまして補助と組み合わせて、なお事業の円滑な運営をはかつてまいりたい、こういう考え方でおるわけでございまして。

○島本委員 その実はあがつたでしようか。結果はどうだったでしようか。

○辻説明員 これからの問題でございまして、いまのところ、私どもも十分状況を把握しておりませぬけれども、基礎的な調査と第一線の監視設備に対しまして補助とあわせて、なお関係の地方公共団体が連絡を密にされていくならば、事業の円滑な遂行に支障はないでいか、かように考えております。

○島本委員 事業は円滑にいくんだ、心配はないんだ、こういうような考え方のようです。県同士で力を合わせてやりなさい、これは国のほうで見なくてもいいんだ、こういうようなお考えのようです。

これはちょっと飛んで悪いのですが、公害部長、これはアメリカではどういうふうな方式をとっていますか。あなた行って調べておられるようですから、それを発表願いたい。

○武蔵野政府委員 アメリカは日本と違っています、非常に大きい国でございまして、州自体で独自で、いろいろな規制あるいはその他の措置を講じておりますけれども、連邦政府自体としても、州をまたがるような問題につきましては、国も積極的な権限を持ち、またいろいろ財政的な援助をやっております。

○島本委員 裕福であるといわれているアメリカでさえも、他の州に及ぶような場合には、国が直接補助している。まして日本なんかの場合には、私としては、これは大蔵省のほうでも——おまえらだけでやりなさいといっても、企業そのものはやるわけは断じてありません。何のために公害が発生しているのですか。企業がほんとうにもうけるのはよろしい、そのかわり、人間を犠牲にしない、こういうような道徳的な考えの上に立って、事業を経営している場合には、公害なんて発生しないのです。生産力が、造船では世界一だと誇ったり、電気や繊維は二番目だといってみたり、それから鉄鋼は三位だ、いろいろいってみても、やはり国民所得の差がぐつとある。これあたりの原因を考えてみて、そのどこかの一つに公害というものもあるんじゃないかと思うのです。企業そのものは、いまだに踏み切って救済措置に対してはつきりした態度をとれない。自分が発生源といわれるのがおそろしいということもあるでしょう。もともと企業がもうけるのはいい、しかしそれによって害を受けた人々を同時に救済してやらないなら、なおいいじゃありませんか。それさえやらない。ましてほかのほうでやりなさい、その

経費は関係都道府県で見なさい、こういうふうにしても、実はあがるものではないですね。アメリカでさえもそういうふうにしてやっていると言います。日本なんかだつたらなおさらやらないじゃありませんか。したがって、日本の場合は大蔵省あたりが、特にあなたあたりがその補助費なり委託費なりというものを十分見てやっ——特定の場所です。日本全国じゃないのです。特定の場所から、その観測くらいのもので、便利になるように、国が権限を持って指導できるように、ちゃんと大蔵省が見てやっても差しつかえないじゃありませんか。総理が言った公害基本法に基づいて、関係立法、実施法によってその実をあげるのだという事は、この辺にある。これはやはり大蔵省の今後の考え方は十分改めてもらったほうがいいと思うのです。決してあなたを非難してやるわけではございません。あなたにはあなたの考えがあったと思う。それくらいではもう済まなくなっているのです。もうすでに大気汚染防止法案が出ておる。この実をあげるのがこれからの一つの行き方になってきました。あげるためには、大蔵省もだいたい腹をきめてもらわなければならない場合もあるわけですね。いま一つの例をあげましたが、今後この補助等の面については、大蔵省も十分考えて、かつ指導してやっていただきたいと思うのですが、いままでの考えどおりに実施する決意ですか。

○辻説明員 財政援助を全然やらないということではございませんで、地方公害監視施設の整備に對しましては、補助金といたしまして、四十三年度も一億二千三百万円を計上いたしておるわけでございます。監視業務はやはり第一線の地方団体の仕事であるというように承知いたしておりますので、国が直接やるというたてまえをとらなかつたわけでございますが、補助金の活用によって対処してまいりたい、かように考えております。

○島本委員 委託費なり補助金なり、こういうようなものは、それは好き好んでやる人はござい

ませんから、必要やむを得ずしてやることですから、大蔵省もこれくらいは、特定の場所ですから、十分に見てやってもいい、こういうように思います。今後ひとつ十分に見てやってくたさい。その決意を表明してください。

○辻説明員 公害対策につきましては、従来から財政当局といたしましても相当配慮しておるつもりでございます。四十三年度は各省の関係経費を全部合わせますと四十六億七千五百万円、前年度補正後に比しまして二十億六千三百万円、七九%の増ということになっております。厚生省の所管におきましても、前年度三億八千七百万円を大幅に上回る六億七百万円という経費を計上しておりますが、今後も公害対策の重要性にかんがみまして、実情に沿うように対処してまいりたいと思

います。

○島本委員 いままで当然手を打たなければならなかつたものを打ってないので、これから少しくらいいよいよやってもまだ焼け石に水ですから、公害対策だけは総理の敵命だと思つて、あなた、おそれないで、決意を持ってこればどんだんふやしてやっしてほしいと思つています。もしあなたに総理がだめだと言ふなら、総理が前に言ったことはうそを言ったことになりすから、これは国会で追及しなければなりません。はつきり言っていますから、厚生大臣も知っていますから、あなた安心してこれは組んでもいい。

それと、もう一つ伺つておきたいと思つています。大気汚染防止法案の中の適用除外である電気、ガス、立ち入り検査の二十七条の問題、これはどういふふうな趣旨ですか。

○矢島政府委員 電気工作物、ガス工作物は御指摘のとおり、一部について適用除外になっております。その理由は、電気工作物、ガス工作物であるばい煙発生施設につきましては、すでに現在それぞれ電気事業法、ガス事業法の体系において、ばい煙の排出規制を十分行ない得るようになっておりまして、供給義務というものを、公益事業の円滑な遂行という目的のもとに、ばい煙発

生施設以外の工作物、たとえばボイラー以外のタービンなり発電機なり、そういうものの保安の維持とあわせて統一的に規制することが行政上最善であると考えまして、現行のばい煙規制法においても、排出基準の設定、緊急時の措置、和解の仲介の規定は除きまして、具体的な排出規制そのものに関する規定を適用除外にいたしておるわけでございます。それらのものは各事業法の相当規定のもとで規制を行なうことになっておるわけでございます。本法においても特にこの点を変え

る必要はないと思つて、基本的にこの考え方を踏襲したわけでございます。

○島本委員 これは緊急時だけは立ち入りできるわけですか。普通の場合でも、必要あると認められた場合には立ち入り検査ができるわけですか。緊急時のみですか。

○矢島政府委員 立ち入り検査の問題は二十六条に書いてありますが、これは適用除外されておらないわけでありまして、

それで、先生の御質問に対して答えますと、緊急時だけに立ち入るわけではないので、この点は適用除外されておるわけですから、一般的に立ち入り検査ができるわけでありまして、

○島本委員 これはどうなつておるのですか。すると、緊急時でも普通の場合でも、これは適用除外されているから、もう立ち入り検査は、厚生省その他必要ある官庁はできないということなんですか。

○矢島政府委員 ちょっと説明を間違えましたので、訂正させていただきますが、二十六条に書いてございますように、「この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、云々、立ち入り検査ができることになっておりますので、具体的に言いますと、「この法律の施行に必要な限度」というものは、緊急時の措置に関するものに限るといふことでございます。先ほど逆に申し上げまして失礼いたしました。

○島本委員 逆に申し上げてもまともになつても、通産省の考えはそこなんです。いつでも立



いたさせます。

○武藤(瑞)政府委員 ただいまの固定資産税の非課税の問題につきましては、ばい煙施設につきましては、三十八年から非課税措置が講じられております。それから耐用年数の短縮の問題につきましては、減価償却の耐用年数の短縮が実施されております。ただいま申しましたのは一例でございますが、そういうふうにして、非課税措置については、なお今後とも努力をしたいと、かように考えております。

○島本委員 これで終わりますが、最後に要望しておきます。

次の国会に出される紛争処理及び救済、これを中心から待望しておきます。それと同時に、それができるまでの間、被害者の家族に対しての税の減免措置その他、手厚い措置だけは忘れないように、その医療関係のほうも一切手を抜かないように、十分やっておいてもらいたい、こう思います。

以上強力に要望いたしましたして、私の質問は一部を保留したまま終わらせてまいります。

○山崎委員長 次回は、明九日午前十一時理事会、理事会散会后委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後四時五十一分散会

産業公害対策特別委員會議録第六号中正誤

ペシ 段行	誤	正
一 四末	各省それぞれ 関省それぞれ	各省それぞれ
二 四末	工業立地適正法 化	工業立地適正法
三 一三	国民の	国民の
四 三末	経済企画庁	経済企画庁
五 四末	ついて、科学	ついて、科学
六 二二	画電点晴	画電点晴
七 三二	公容実施法	公害実施法
八 三三	画電点晴	画電点晴
九 三三	見ること	見送ること
一〇 一三	ございましてこ れは	ございまして これは
一一 三末	自然体	自治体
一二 三末	たゆまない	絶え間ない
一三 四三	返環	返環
一四 一七	返環	返環
一五 一元	返環	返環
一六 一元	返環	返環
一七 二二	返環	返環
一八 二二	返環	返環
一九 二六	こたは	これは
二〇 四末	施設方	施設庁

同第七号中正誤

ペシ 段行	誤	正
一 二二	おります。進行 中の	おります。進行 中の
二 二二	したいと思って のだけれども	したいと思って のだけれども
三 二二	のだけれども	のだけれども
四 二二	ようがございま す	ようがございま す
五 四末	いなければ	いかなければ
六 二二	付近が海水が	付近で海水が
七 三三	やかしく	やかましく
八 二二	共同利用施設	共同利用施設